

# 「宿泊税の見直し（素案）」についての意見募集結果

## （意見募集の概要）

1 意見募集期間 令和7年11月27日（木曜日）から同年12月26日（金曜日）まで

2 意見の数 **110** 者

## 3 意見全体の概要・項目別件数

- 回答の過半を占める都内在住の個人からのご意見では、負担引上げ・定率課税への賛成が反対等を上回っており、用途の明確化やごみ対策等への活用など、観光客に対する都民の意識は素案と同じ方向性でした。一方、都外在住の個人からは、税負担増への反対や、国内居住者非課税など税負担軽減を求めのご意見を多く頂きました。
- 法人からは、特別徴収交付金の拡充をはじめとする事業者支援を求めのご意見を多く頂いたほか、課税免除基準の更なる引上げ、定額課税の維持（定率賛成もあり）などのご意見も頂きました。提出件数は全体の2割程度となりました。

### 【個人（都内／都外）及び法人ごとのご意見の概要】



意見提出者がどの項目を選択したかにかかわらず、内容に最も近い項目ごとに集計  
(同一人が同趣旨の意見を複数提出している場合は、重複削除して計上)

#### 4 提出意見の概要と都の考え方（同一人が同趣旨の意見を複数提出している場合は、重複削除して件数を計上）

項目	頂いたご意見の概要	都の考え方
見直し 全般	<p>税負担の引上げを伴う宿泊税制度の見直しについて、賛成のご意見と、反対又は懸念を示されるご意見がそれぞれありました。</p> <p>また、宿泊税制度の廃止を求めるご意見もありました。</p> <p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税負担の引上げを含む見直し案に賛成（18件）</li> <li>・税負担の引上げに反対（12件）</li> <li>・宿泊税を廃止すべき（10件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京が各国の観光都市との競争に打ち勝つためには、世界中の人々を惹きつける東京の魅力に一層磨きをかけるとともに、旅行客が安心して滞在を楽しむことができるよう、観光振興をますます充実させていく必要があります。</li> <li>・さらに、東京を訪れる旅行客と、都民の皆様が共存していくためには、観光スポットにおけるごみ問題や混雑対策、観光の更なる質の向上に向けた取組など、生活や環境と調和のとれた観光振興を実現していくための施策も推進していく必要があります。使途や課税の在り方について、時代に即した形へと見直しを図ることで、東京都の宿泊税は、持続可能な観光振興を財政面から支えてまいります。</li> </ul>
使途の あり方	<p>使途については、宿泊税収の使い道の明確化を求めるご意見を頂きました。</p> <p>また、ごみ・混雑対策、宿泊施設への支援、マナー向上、違法民泊対策など、具体的な施策を活用対象とすべきのご意見を頂きました。</p> <p>さらに、区市町村事業への支援や連携を求めるご意見、制度設計・施策展開に当たって事業者との意見交換をすべきのご意見も頂きました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税の使途について、都の観光施策に関する計画である東京都観光産業振興実行プランに基づく事業をその範囲と定め、宿泊税が使われる施策領域を明確化します。同計画は有識者や観光関係事業者、区市町村など様々な方の意見を踏まえて改定されるプロセスをとっており、これを使途の範囲として活用することで、宿泊税は今後の観光情勢を的確に反映した施策に活用される仕組みとなります。</li> <li>・また、宿泊税の具体的な活用事業は、同プランの中から各施策の効果や実績、事業規模などを考慮しつつ、各年度の予算編成を通じて選定し、その結果は東京都HPなどで分かりやすく発信していきます。</li> <li>・さらに、観光に対する都民の皆様の賛同を促し、持続可能な観光の発展につなげていくという視点も重要であり、観</li> </ul>

	<p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使途の明確化が必要（20件）</li> <li>・ （活用すべき施策）ごみ・混雑対策14件、オーバーツーリズム対策6件、区市町村との連携等6件、宿泊施設支援5件、マナー向上4件、違法民泊対策等3件</li> <li>・ 宿泊税の制度設計や施策展開に当たって事業者との意見交換をすべき（5件）</li> </ul>	<p>光スポットにおけるごみ問題や混雑対策、民泊の適正運営の確保など、サステナブル・ツーリズムの推進に向けた取組にも宿泊税を活用する方向で、施策の検討を加速していきます。</p>
<p><b>課税対象</b></p>	<p>課税対象については、宿泊客など東京への来訪者にご負担頂く「来訪者課税」の考え方に賛成するご意見がありました。</p> <p>民泊等の利用者を課税対象に追加することについては、賛成、反対いずれのご意見もありました。</p> <p>また、日本国民又は国内居住者に対しては課税すべきでない又は税率を下げるべきとのご意見もありました。</p> <p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 来訪者課税の考え方に賛成（9件）</li> <li>・ 民泊等課税対象追加に賛成（9件）、反対（2件）</li> <li>・ 日本国民・国内居住者は無税または税額下げるべき（15件）</li> <li>・ 都民は非課税とすべき（3件）</li> <li>・ 民泊利用者は全員課税すべき（1件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 制度創設時、簡易宿所は、宿泊料金が低廉かつ小規模な施設が多く、対象とした場合、徴収や申告に係る宿泊施設の負担などが重いことも想定されたため、宿泊税の課税対象外としましたが、近年では、1泊数万円の施設も見られるようになってきました。営業形態や価格帯など幅広い宿泊施設がある中、観光施策の財源についても、施設種別を問わず負担頂くため、簡易宿所や民泊の利用についても、宿泊税の課税対象とします。</li> <li>・ 宿泊税は「宿泊行為」に着目して課税する税であり、宿泊行為そのものに居住地による違いはないため、同一の取扱いを維持することが公平な制度と考えられます。</li> </ul> <p>また、国籍や居住地で区別する制度を導入すると、宿泊施設側で居住地確認や窓口説明などの事務負担が増加し、制度が複雑化する懸念があります。こうした理由から、都は引き続き国籍や居住地による税負担の差を設けないこととします。</p>
<p><b>課税方式 ・ 税率</b></p>	<p>課税方式については、定率制の採用に賛成されるご意見と、定額制を維持すべきとのご意見いずれもありました。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊料金の高価格化に伴い、高価格帯の宿泊客ほど税負担率が低くなる課題が顕在化していることから、税負担能力に対する公平性、宿泊料金の設定に対する中立性、税率の簡素な制度という観点から、課税方式を定率方式（宿泊料</li> </ul>

	<p>税率については、3%が妥当であるまたはもっと高率でもよいとするご意見がある一方、2%以下とすべきとのご意見があったほか、税額に上限を設けるべきとのご意見もありました。</p> <p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定率制採用に賛成（15件）</li> <li>・定額制維持が望ましい（15件）</li> <li>・税率3%は妥当又はもっと高率でもよい（8件）</li> <li>・税率2%以下とすべき（5件）</li> <li>・税額に上限を設けるべき（4件）</li> <li>・現行制度を維持すべき（2件）</li> </ul>	<p>金に一定の率を掛けた額を税額とする方式）に変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の都の税率は1%程度に相当し、海外の主要諸都市や国内で導入されている宿泊税に比べ、低い税率となっています。観光の魅力向上や持続的な観光の発展に向けた対策の強化が必要となる中、その財源について、受益者である宿泊者の皆様にも応分の負担をお願いするため、他都市の状況等も踏まえ、税の負担率を3%に見直すこととします。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>課税免除</b></p>	<p>課税免除の基準については、素案の13,000円は妥当とのご意見がある一方、より高額まで免除すべきとのご意見（15,000～30,000円）や、逆に免除基準は引下げ又は廃止すべきとのご意見もありました。</p> <p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・13,000円は妥当（6件）</li> <li>・より高額まで免除すべき （15,000円 3件、20,000円 6件、30,000円 3件）</li> <li>・引下げ又は撤廃すべき（9件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税免除の基準については、全ての宿泊客が負担するのが公平との考え方もありますが、低廉な宿泊への配慮や、低価格帯の施設の徴収実務への配慮の観点から、都では、宿泊料金が一人1泊10,000円未満の宿泊に対し、宿泊税を課税しないこととしてきました。</li> <li>・宿泊料金が長期的に上昇する中、課税対象が当初想定のご意見もある一方、観光客の増加などに伴い生じる新たな課題へ対応するための財源を、来訪した方々から広く支えて頂く観点も重要です。</li> <li>・そこで、今回の見直しでは、宿泊料金の上昇に伴い課税対象が拡大している状況に配慮するとともに、観光客の増加などによる新たな課題へ対応するための財源を、より広くご負担頂く観点から、課税免除基準を、現在の一人1泊10,000円未満から13,000円未満へ引き上げることとします。</li> </ul>

<p><b>施設事業者 のご負担 への配慮</b></p>	<p>特別徴収を担う宿泊施設事業者の負担への配慮として、申告手続の簡素化、制度見直しに伴うシステム改修への支援、予約サイトにおける事前徴収の仕組みの構築、制度周知の充実を求めるご意見を頂きました。</p> <p>また、特別徴収交付金の交付率引上げや交付上限額の撤廃を求めるご意見も頂きました。</p> <p><b>【意見の件数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申告手続の簡素化（10件）</li> <li>・特別徴収交付金の交付率引上げ（8件）</li> <li>・特別徴収交付金の交付上限額の撤廃（3件）</li> <li>・システム改修に対する支援（7件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宿泊税は、特別徴収制度を採用していることから、徴収業務を担って頂いているのは、都内宿泊施設事業者の方々です。</li> <li>・都が条例に基づき独自に課税する目的税であることから、今回の見直しに際し、宿泊施設事業者の負担についても対応を進めていきます。</li> <li>・具体的には、申告納入の簡素化や手続に係る電子化の推進など、今後詳細について検討・実施していきます。</li> <li>・また、宿泊施設事業者の皆様に対して交付する特別徴収交付金といった支援についても、適切な見直しを図ります。</li> </ul>
---------------------------------------	--	---

その他、施行時期の延長、通院など宿泊目的を考慮すべき、レジャー系ホテルは課税対象外とすべき、制度周知を充実させるべきなどのご意見がありました。

## 5 素案に対してお寄せ頂いたご意見の詳細

### 《取りまとめ方法等》

- ・以下のご意見は、回答者ご本人が選択した項目にかかわらず、内容に最も近いと考えられる項目に分類しています。
- ・明らかな誤字・脱字等については、掲載する際に一部表現の修正を行っています。
- ・同様の趣旨と考えられるご意見については、内容をまとめて公表している場合があります。

### ○税負担引上げを含む今回の見直しについて

頂いたご意見（抜粋）
<p>【個人のご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・正しい。増税然るべき。</li><li>・%での徴収は現場に大変負担がありそう。スーパーのレジ機能とホテル・旅館の会計機能にはだいぶシステム乖離がありそうです。東京都宿泊税の引上げ自体は賛成致しますが、一律料金として検討したほうが、利用者にとっても徴収者にとっても分かりやすい。</li><li>・3%という割合の設定には大いに賛成です。いわゆるラグジュアリーな宿泊施設に泊まる人々にはそれに見合う税金を納めてもらうのが相応しいと思います。</li><li>・東京はすごく高いホテルもあるとか。海外に行くと、もっと思い切って税金を取られているイメージがあるので、しっかりとるのはいいのでは。そもそも観光旅行なら、その時点で十分に余裕がある人のはずなので。</li><li>・京都みたいに価格帯で段階的に高くして、東京はもっと高くする方法もあるのかも。ただ、10万円の部屋に1万円の負担は流石に多いと思うので、今の3パーセントという率をかける方式は合理的では。もう少し高くてもいいかもしれませんが</li><li>・東京は物価が高く、ホテル料金も高くなる。観光客などの対策に必要な費用も、物価高に連動する。物価の安い地方都市と比較するのではなく、海外都市を基準にすべき。そういう意味では3パーセントは低すぎると思うが、急にあげすぎないためには仕方ないか。インバウンド客にとっては、円安で国民が感じるよりも負担感も少ないはず。空港の利用だけで3000円かかる時代なんだから、しっかりとるべき。</li><li>・東京は半分がインバウンドとのこと。海外基準に合わせるべき。急激に上げるのは難しいのかもしれないが、もう少し高くてもいい。</li><li>・引き上げるべき</li><li>・東京都案が妥当だと思います</li></ul>

- ・ 妥当なところだと思います
- ・ 物価変動の状況やオーバーツーリズム、都内のホテル宿泊費用の上昇が取沙汰される現状を踏まえると、他の自治体と比較しても 20 年前の水準から引上げ方向で見直すことは賛成する。ただ、引上げ後も税収の増減やその他のメリットデメリットについては透明性の高い評価、情報公開を期待したい。
- ・ 今回の改正について、課税対象や課税方式については、東京都主税局の皆様は、各業界関係者や有識者とも協議を重ねられたと思いますので、そこには意見はございません。
- ・ 全般的に賛成です。
- ・ 現状の宿泊税の仕組みは、事業者にとって事務の労力・コストが非常に大きく、とても不満である。こういった声を受け止めたうえで、制度の見直しを行っていただきたい。
- ・ 旅行者だけでなく、全て利用者に対して負担となり、その負担が巡り巡ってすべての消費者に負担が掛かるため全ての増税に反対です。
- ・ 民業圧迫であり、宿泊税の対象拡大および実質的な税額増に反対する。宿泊業は都内ではなく周辺自治体や東京の前後の訪問先など本宿泊税を課されない同業者との競争に晒されている。利用者は宿泊費用を実支払額である「宿泊費+税」で評価することから、都内事業者はより大きな税負担額を織り込んだ上で価格設定する必要が生じるが、都外事業者との競争を鑑みると利用者の実支払い額を上げることは容易でなく、自らの売上である「宿泊費」を下げ調整することになる。例えば観光庁資料によれば、2018 年の宿泊業の売上高利益率は 4%程度であり、前記のように宿泊税増により売上高に最大 3%もの下げ圧力が生じることは経営を極めて圧迫するものとなる。特に差別化の困難な都県境に近いビジネス向け宿泊業では顕著に影響が生じる懸念がある。また、競争が激しくなり、利益率の低下する不景気時には特に厳しく作用する懸念がある。上記視点により、今回の改定に反対する。※<https://www.mlit.go.jp/kankocho/content/001583232.pdf>
- ・ 宿泊税増税の用途として記載される事業について、真に実施が求められるならば、現行の予算規模の中で捻出すべきであり、増税による費用捻出には反対する。主税局 Q&A の Q9 には想定税収増は 120 億とあるが、これは都税収規模の 0.2%に満たず、必要性ある事業に対してこの程度の予算捻出、即ち既存事業の見直し、ができないことは想定し難い。同じく Q10 には事業見直しに努めているとの認識が示されているが、婚活事業や観光面でもプロジェクション・マッピングなど成果効果の定かならぬ新規事業の打ち出しが続いており、更には若年被害女性支援事業では住民監査が認容され問題点を国から指摘されて住民訴訟も為されるなど、市民目線ではそのような認識を都と共有することは困難である。なお、Q8 に従い用途の決まった目的税と看做して上記の通り述べたが、目的税でなく一般財源として想定される場合も、特定の業種に絞っての民業圧迫により上記の通り予算規模に対して僅少な額の一般財源を確保することから、本見直しに反対する。
- ・ これ以上国民から税金を取らないでください。
- ・ 宿泊税分値上げしなければお客を逃さなくて済んだかもしれません。もっと来たかもしれません。
- ・ 東京都はすでに税収が沢山あるので、さらに増税するのは大反対です。

- ・ 地方税(都民税、区民税)を支払っている者として毎回宿泊税を徴収されることは二重課税のようであり納得出来ません。さらに、このような値上がり状況において宿泊税が3%に上がることは増税であり日本政府の減税方針に逆行しており納得出来ません。
- ・ 観光立国を宣言する日本の首都が宿泊利用者や宿泊業者に負担を強いる宿泊税増税を行う必要があるのか？
- ・ 日本の税そのものが、高すぎるのが、問題だと思います。日本国民の手取りを増やすのが、喫緊の課題（経済政策）だと考えます。つまり、これ以上の増税は、容認出来ません。
- ・ 素案に記載されている環境変化は宿泊税の増税を検討する理由にはならず、物価高に苦しむ都民、国民をさらに苦しめるだけであるので、止めるべきである。
- ・ 現行の国内の定率制は倶知安町と沖縄県の2%だけであり、財政力が弱く観光客受け入れの負担が大きいこれらの自治体でも2%なのに、財政がはるかに豊かな東京都が2%を上回る税率を導入するのは全く不合理である。
- ・ 都民、国民が物価高騰に苦しむ中、財政に余裕のある東京都が増税、しかも3万円の場合は4.5倍、5万円では7.5倍、10万円では15倍にもなる大幅増税を企図し、物価高騰に拍車をかけようとするのが理解できない。
- ・ 宿泊税は観光客に対する二重課税であり、不公平です。宿泊者はすでに消費税や入湯税などを支払っており、さらに宿泊税を課すのは過重負担です。定率制への変更は高額宿泊者を狙った増税に過ぎず、観光振興を名目とした税負担の増大は受け入れられません。根本的に宿泊税を廃止し、観光財源は一般財源から充てるべきです。
- ・ 海外事例と比較しても、3%の上限なし定率制は過剰です。多くの観光都市で宿泊税はあっても、上限を設定したり低率に抑えたりしています。東京の提案は高級ホテル利用者に過大な負担を課し、国際競争力を損ないます。
- ・ 増税反対！今すぐ取り下げろ！

#### 【法人・団体のご意見】

- ・ 税率は、3%～5%程度が良い
- ・ 東京都が提案する宿泊税の定率課税化は、税負担能力に応じた公平性を確保し、観光施策の財源を安定的に確保する観点や今般のインフレ経済下の状況を踏まえると妥当な方向性であると考えます。現行制度では高額宿泊者ほど税負担率が低下する逆転現象が生じており、定率課税への移行は応能負担の原則に沿った合理的な見直しであり、東京都提示案の通り進めること要望します。
- ・ 宿泊税の公平な徴収（違法民泊の課税逃れの防止）、民泊の市場環境整備を含む税源の効果的な活用、特別徴収義務者の負担軽減等を実現していただくことを前提に本提案に賛同いたします
- ・ 国において物価高対策が模索されているなかで、法人事業税や住民税収、さらには人口流入に伴う税収増により、税収が相対的に集中している東京都において、宿泊利用者および宿泊事業者に新たな負担を求める宿泊税の増税を行う必要性については、慎重な検討が求められるので

はないでしょうか。京都市のように、オーバーツーリズムによる公共サービスの低下に対する市民の不満が顕在化し、早急な対策が求められ、財政状況が厳しい自治体においては、宿泊税の大幅な引き上げをおこなってきた経緯があります。東京都が同様の財政状況や行政サービス低下の状況に直面しているとまでは言えないので、これらの自治体と同列に論じることが妥当であるのかについては、慎重な判断が必要ではないでしょうか。現段階においては、宿泊税制度の改正や税率引き上げを行うのではなく、現行制度を維持しつつ、既存財源の活用や施策の優先順位の見直しによって対応することが望ましいと考えます。

- ・ 宿泊税改定（増税）後の増額分を宿泊者に転嫁できない場合、宿泊事業者においては売上が減少するのみならず、課税売上の減少に伴い消費税収も減少することとなります。とりわけ、中国マーケットの先行きが不透明な中、今後は販売価格競争が一層激化する可能性が高く、こうした状況下においては、増税分を販売価格に転嫁することは困難であると予想されます。仮に宿泊税を定率制へ変更する場合であっても、財政力があり、また税制格差が議論されやすい東京都が、他の自治体（沖縄県 2%、倶知安町 2%）を上回る 3% という税率を設定することについては、その妥当性について慎重な検討が必要ではないでしょうか。少なくとも、他自治体と同様に 2% 以内にとどめることが適切であると考えます。また、消費税 10% に加えて宿泊税 3% が課される場合、宿泊料金に対する実質的な税負担は合計 13% となり、利用者の負担感は相当程度大きくなることが懸念されます。さらに、東京都の 3% という税率が前例となった場合、他自治体においても同様の税率設定が広がる可能性があり、〇〇〇〇としては、会員施設が所在する各地域への波及的影響を強く懸念しています。

## ○使途の明確化について

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・ 引上げ後も税収の増減やその他のメリットデメリットについては透明性の高い評価、情報公開を期待したい。
- ・ 税収の使途については今以上にわかりやすく都民に伝える必要がある。施行までにはまだ時間がかかるので、しっかり広報していただきたい。
- ・ 使い道はちゃんと示すべき
- ・ 使途をはっきりとしてほしい。無駄な噴水を作ったり、維持に多額の費用が掛かるなどんでもない。とりあえず税金を取り、そのあとで使途を定めるようなことはよろしくないと思う。
- ・ ただでさえ国に支払う税金その他の負担が過大であるのに、東京都のような税収に余裕のある自治体が宿泊税を導入する事には絶対に反対です。そもそも税金があつまるほど、腐敗の危険性があるのだから、税金は事あるごとに減らし、東京都の事業も極力絞るべきです。これは国も自治体もかわりません。それにもかかわらず、都議会で指摘された事にまともに応えもしないのに、使途を明らかに出来ていない状況で宿

泊税を導入するとは、都内に宿泊するすべての利用者にたいして理由のない課税をすることであり、まったく認められない。東京都が行う事で間違いなく全国に広がり、以後、税率が増えるだけで、なんら経済活動に資する事がないこのような税金には絶対に反対する。行政は民間と違って富を生み出す事ができないのに、平気で課税を行い、自らの支出を減らそうとしないのは許しがたい。

- ・ 宿泊税が現在何使われているか、具体的な支出先、金額を公表しその上で何が足りないか明確にし都民に公開が必要。出来ないならば増税は行うべきでは無い。
- ・ 税収の使途については、観光振興や観光関連インフラ整備に充当するという素案の趣旨は理解できますが、現行制度においても都民の中には「どの事業にどれだけ使われているかが見えにくい」との声があります。新制度においては、税収の使途ごとの配分割合とその実績、さらにその効果指標を定量的に公開することが必要です。例えば、観光振興に充当する割合、地域生活支援に充当する割合、中小宿泊事業者支援に回す割合などを年度ごとに示し、都民や事業者が制度の成果を評価できるようにすべきです。
- ・ 使途の透明性を KPI・年度評価・外部検証まで拡充ください。ごみ・混雑・マナー対策等の成果指標や、住民・宿泊者への還元の見え方を伴う年次報告をお願いしたいです。
- ・ 「一般財源」との明確な区分けと「追加性」の担保

宿泊税は、観光振興のための「追加的な財源」であるべきです。懸念しているのは、これまで都の一般財源（住民税等）で賄われていた観光関連事業（道路清掃、公園整備、警察・消防コスト等）の予算を宿泊税に付け替え、浮いた分の一般財源を不透明な形で他の予算に流用することです。これでは、見かけ上の観光予算の財源が変わるだけで、実質的な対策強化にならず、また都民への還元も見えません。「宿泊税は、従来の行政サービスのベースラインを超える『追加的な対策（混雑解消のための新システム導入や、清掃頻度の大幅な引き上げ等）』のみに充当する」という原則（追加性）を明記してください。

- ・ 「浮いた」一般財源の使途の公開

仮に、これまで一般財源で負担していたコストを宿泊税で賄う（受益者負担への切り替え）のであれば、それによって支出を免れた一般財源が「いくら発生し」「具体的にどの都民サービス（福祉、教育、防災など）に還元されたのか」を追跡し、毎年度の決算で都民にわかりやすくレポートすることを義務付けてください。「観光客がコストを負担したおかげで、都民の税金がこれだけ他の有益な分野に使えた」という事実が可視化されて初めて、一般市民は宿泊税のメリットを実感できます。

- ・ 増収分（約 120 億円）を観光振興やごみ対策に充てるとするが、具体的な事業選定と使途公表の仕組みが曖昧です。過去の宿泊税収が観光施策のわずか 2 割程度しか占めていない中、負担増に見合う「宿泊者の還元」が感じられず、納税者の理解が得にくいです。
- ・ 増収分を観光振興に充てるとするが、具体的な事業選定基準や第三者監査の導入が明記されておらず、過去のように一般財源化の懸念が残ります。宿泊税収の全額を専用基金化し、毎年詳細な使途報告書を公開する仕組みを義務づけるべきです。
- ・ そもそも何に使ってるかわからないものを増税するなど意味不明。

- ・（使途の在り方についてのご意見）あいまい
- ・ 税収増の使途が不明確で、観光客の受益が感じられません。税収が 190 億円に増える見込みでも、具体的な使途（ごみ対策や混雑緩和）が観光客に直接還元される保証がありません。
- ・ 税収が 69 億円から 190 億円に増える見込みだが、具体的な観光施策への充当が不明瞭。過去の使い道公開も不十分で、増税分の正当性が乏しく、単なる財政補填に使われる懸念がある。
- ・ 東京都観光産業振興実行プラン（以下「プラン」という。）に基づく事業を範囲と定めるとしているが、プランの中身は多種多様でありあまりに広く、使途の範囲の明確化には不十分である。宿泊業界は、都に代わって宿泊税を徴収するので、納税者たる宿泊者の理解が得られる使途は何かということにつき最も容易に把握できる立場にあり、また、都における観光産業の中核であるところ、一部先進的な自治体で導入されているように、毎年の予算編成に当たって、宿泊税を充当する事業について、宿泊業界団体の意見を聴取する手続きを設けるべきである。また、多くの自治体が既に実施している通り、宿泊税を財源とする事業についてはその合計だけでなく、各事業の内訳を公表するべきである。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・ 本素案に示された宿泊税の使途を明確化すること、また、利用者が増えている民泊を課税対象に追加するとともに、サステナブル・ツーリズムの推進に向けて、ごみ問題や混雑発生などの課題に対する施策の充実強化を図ることについては賛同いたします。
- ・ 新制度施行後、宿泊税の年度ごとの徴収額と使途明細（具体的な観光施策別支出・効果測定結果）を東京都ホームページ上で詳細に公表することを希望します。現行ではこれらの継続的・詳細情報が確認できず、透明性向上が必要です。
- ・ 使途について、都内観光の持続的な発展と東京の国際競争力向上のため、事業者・旅行者・住民の共存共栄に配慮されたい。また、財源活用の透明性を確保するため、使途の決定プロセス、事業の実施状況及び成果を公表し、次期施策へ反映させる仕組みを設ける必要があると考える。
- ・ 今回の宿泊税制度の見直しにより、「PRIME 観光都市・東京（東京都観光産業振興実行プラン）」内に基づく事業を使途の範囲と定め、宿泊税が活用される施策領域を限定したことは評価する。その上で、必要となる観光施策は刻々と変化することが想定されるため、使途のあり方は観光ビジネスに日夜取り組んでいる宿泊事業者（特別徴収義務者）、その他観光産業に関わる多様なステークホルダーの議論に基づき、それらの意見をふまえて検討・決定することが不可欠である。その際には、各種観光施策の費用対効果を明示し、より効果のある施策に優先して充当することを要望する。
- ・ 過去の宿泊税収についても、具体的な使途及び成果を公表されたい。

## ○使途のあり方（宿泊税収の活用事業について）

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・本税収は、都内の観光重要施設の増設や修繕、案内所や Wi-Fi アクセスポイントの整備、災害時の多言語支援、道路清掃、ゴミ処理、無料喫煙所の増設、見回りパトロールなど、訪問客が快適に東京都を訪れるための観光インフラや環境の向上に充てていただきたいです。
- ・先日、都内（新大久保、浅草等）に観光に出かけましたがすごい混雑でした。観光客が増えて良いこともあるのですが、ごみ対策や混雑対策などの費用が発生する面もあると思いますので、ごみ対策などに使っていくのはとても良い考えなのではないかと感じました。
- ・自宅近くに民泊があり海外の方がよく利用されている様子。民泊のゴミは綺麗に整備されていますが路上でタバコを吸われる旅行者を見かけます。使い道としては清掃など街を綺麗にする取り組みに使って欲しいです。
- ・観光客が増えた事で問題が増え、ゴミや混雑は相当なものなので、それらに充てるのは賛成。部分的には京都なみのオーバーツーリズムは発生しており、広がる前に未然の対策が必要。東京全体で平均的に見るのではなく、今発生している問題をしっかりと見据えるべき。その経費の一部として使うのは合理的。
- ・インバウンドが増加する中で、ごみ問題や混雑問題は地域の住民のためにも解決すべき課題。今回の宿泊税の見直しによって、財政面からこうした課題へ対応することは賛同できる。
- ・宿泊税の使途について、活用事業を分かりやすく公表するとともに、都内のごみ箱を増やすなど、きれいな街づくりに活用して頂きたい。
- ・ぜひ、その税収を活用し、観光地や繁華街の美化に活用してほしいです。特にゴミ問題。ゴミがあふれていたり、散らかっていると、そこから治安が悪化していくと思います。
- ・京都のようにならないよう、まだ問題が少ないうちに少しでも早く対策を講じておくべき  
オーバーツーリズムがいま以上に広がったら、規模の大きい東京では、京都の比ではない問題が生じてしまうのでは  
少しでも早く、積極的に
- ・ニュースを見て知りましたが、全国と比べても現在の水準は安いので負担を上げて、オーバーツーリズムに対応するために活用してほしいです。
- ・税収の一部を中小宿泊事業者への支援や地域生活環境改善に充てることは、都民の理解を得るうえでも重要です。
- ・観光などで生じている課題に充てるのはいい。そこに都民の負担が多くならないようにしてほしい。来てみて楽しめるように宿泊施設や観光業界が活性化する取り組みにも充てていいのでは。もっとデジタル化するとか。
- ・東京の魅力を高めることは、都民にとってもプラスである反面、近年旅行者のマナーなどが問題となっている事から、魅力向上と合わせて、

観光客のマナー向上につながる取組も実施するなど、双方にとってプラスになるような施策を期待する。

- ・娘が東京に住んでいるので定期的に東京にきます。やはり人の多さはすごくて、観光客だと思われる、スーツケースを持っている人もいっぱいいます。娘も暮らしていて苦労しているので、ごみの問題とか、マナー対策とかには積極的に活用してほしい。活用もそうですが、そういう取組をもっとやってほしいと思います。例えばマナーを外国の人とかがみるSNSで定期的に流すとか。そういうものに使ってもらえるのなら、もっと税金をとってもいいくらいだと思います。
- ・一点、宿泊税の引上げと同時に行っていただきたいのは、PRIME 観光都市・東京を目指すうえでの、住民、来訪者共通のマナー向上の問題です。観光と生活の調和に向け、ごみ対策などは宿泊税を財源として対応していけば良いと思いますが、お金がかからないが早急に対応しなければならない問題として「エスカレーター問題」があります。埼玉県や名古屋市は既にエスカレーターの安全な利用のための条例を制定し、エスカレーターの歩行禁止による安全確保を進めています。東京においては、世界各国及び全国各地から人が集まる地域であり、インバウンドはもとより日本人も昨今はスーツケースやキャリーバックを持つ方が多くなっている中、エスカレーターの右側を空けて駆け上がり駆け下りを可能とする「間違っただマナー」により、スーツケースを持った外国人が後ろの方におおられて大きなスーツケースをもってエスカレーターを駆け下りたり、駅や空港では電車が着くたびに右側が空いているのに左側だけ大渋滞になって混乱しているなど、いつ事故になってもおかしくない状態や時間の非効率を生み出す要因になっていると思います。ついては、今回の宿泊税の見直しを機に、PRIME 観光都市・東京を目指すためという同じ目的である「エスカレーターの安全な利用のための条例」の制定と順守に向けた取組を、都の主導にて実施していただきたいと思います。(PRIME 観光都市・東京を目指すための一環であるということと同時に提示すれば、都民、国民の方々も受け入れやすいのではと思います)
- ・都民の生活と旅行者の調和のために、交通機関の混雑緩和へ向けた取組を観光の観点からも実施いただきたい。特に空港アクセス路線では、常時、スーツケースをお持ちの旅行者が乗車され、特に通勤時間帯は、沿線住民も苦痛ではあるが、日常使っている利用者から見ても旅行者が非常に不憫である。最高の観光都市を目指すならば、空港が物理的に近いから良いという考えではなく、快適な交通アクセスを用意されるよう、交通局ならびに、その乗り入れ先各社と協力し、旅行者から徴収する財源の活用を図られたい。また、2028年度には大型クルーズ船の母港として国際クルーズターミナルが利用される。入港時の混雑は必至であり、これに対する対策も必要と考えられ、港湾局や臨海地域と協力しそれらの対策に使われたい。まさか、貴重な旅行者からの財源を「生活との調和」と称して、自治体がやるべきゴミ箱の設置、管理など使用されぬことの無きよう。
- ・今回の宿泊税見直し案について、増収分を「観光と生活の調和」や「受入環境の充実」に充てるという方針に賛成します。特に、ゴミ問題の解決は最優先事項としていただきたいです。都が観光客誘致（インバウンド推進）を行う以上、人が集まればゴミが出るのは必然であり、その処理責任は誘致した行政側にあります。これまでのように「マナー啓発」や「民間の自助努力」に頼るだけでは限界がきているのは明らかです。ゴミ処理が追いつかないからといって、渋谷区のように観光客を排除・規制するような事態になれば、これまでの観光振興策が無駄に

なり、国際都市としての評判も下がります。したがって、増収分は単なるキャンペーンやイベント費に回すのではなく、以下の物理的なインフラ整備に確実に充てることを要望します。

1. 公衆ゴミ箱の設置増設と、回収頻度の向上
2. 観光重点エリアにおける行政主体の清掃員の常駐・巡回

「税金を払えば、街が綺麗になり、観光客も住民も快適に過ごせる」という成果が目に見える形で現れるよう、具体的な施策の実行を求めます。

- ・東京都のすべての宿泊が可能な施設に宿泊税の導入をしてください。

理由 宿泊税を利用して、オーバーツーリズム対策として、街に大地震などの災害や通り魔や地下鉄サリン、事件などの人災に安全に対応できる。ゴミ捨て場ゴミ処理ユニットを設置してほしいからです。

- ・東京は、もっと具体的な観光のための政策をするべきだと思います。東京都がやっている観光のための取組みといたら、あまり具体的なものが思い出せません。もっと観光資源をつくる、つくるための支援をするべきで、そういうところにも活用してほしい。ただ、問題が起こっているのはまちがないので、一定程度はかならず受け入れ対策のために使うようにしてほしい

- ・宿泊税の見直しによる増収分について、単に外国人観光客向けの環境整備に使うだけでなく、騒音や混雑などの負担を強いられている都民自身が、直接的なメリットを感じられる「都民還元型サービス」へ重点配分することを強く要望します。

具体的には、以下の3点の実施を求めます。

1. 都立文化施設・観光施設の「都民優待制度」の拡充 増収分を財源として、都立庭園、動物園、美術館、博物館などの入場料について、都民限定の「大幅割引」や「無料デー」の拡充、あるいは「優先入場レーン」の設置を行ってください。「観光資源の開発・魅力向上」という用途には、都民が地元の文化遺産に親しむ機会を増やすことも含まれるべきです。
2. 都民による都内宿泊（マイクロツーリズム）への助成 宿泊税は宿泊者が負担するものですが、都民が都内のホテル等を利用する場合も課税されます。都民が都内で休暇を過ごす「マイクロツーリズム」を促進するため、都民が都内の宿泊施設を利用する場合に限り、ポイント還元やクーポン配布を行うなど、実質的な負担軽減策を講じてください。これは都内観光産業の安定化にも寄与するため、目的税の趣旨に合致します。
3. 観光エリア周辺住民への地域コミュニティ還元 観光公害（オーバーツーリズム）の影響を強く受けている地域の住民に対し、地域の祭礼、清掃活動、コミュニティバスの運行など、地域活動への助成を宿泊税財源で行ってください。これは資料にある「観光と生活の調和」を具現化するものです。

- ・宿泊税をさまざまな観光施策の財源としていますが、日本人も対象としているのにインバウンド誘致やインバウンドによるオーバーツーリズム対策の財源とするのは不相当と考えます。そのようなインバウンド対策は、外国人のみが負担する税を創設してそれを充当するべきではな

いでしょうか。そのあたりの考えを聞きたいです。

- ・持続可能な観光振興としてのトピックスがまさかのゴミ対策ということに衝撃を受けている。30年前には街中にあったゴミ箱がテロ対策として撤去され、その後、自治体が横着して設置されていないだけであり、海外の観光都市を見れば、街中いたるところにゴミ箱があり、最早テロ対策で設置しないという理論は通らない。たかがゴミ箱の設置で持続可能な観光振興を遂げるとは思えないし、都が徴収する宿泊税の役割としてゴミ箱の設置が至る所に出現することに、甚だ理解に苦しむ。
- ・環境美化の観点から、都民だけでなくインバウンドや国内出張、旅行者など来京者の喫煙マナー向上が重要と考えます。特に喫煙ルールは区市町村によって違います。公衆喫煙でのマナーを守った喫煙、吸殻のポイ捨て防止による美しい東京は、観光客に好印象となりリピーター増加につながるはず。宿泊税の使い方の1つとして明示していただき、都としての積極的な公衆喫煙所の整備、区市町村への公衆喫煙所設置100%補助などを進めていただくことは合理性があると思います。また、たばこ税収の確保につながり都民にもメリットがあると思います。公衆喫煙所設置の宿泊税の使い方への明示、積極的な公衆喫煙所の設置を強く要望します。
- ・情報提供を求められる区役所（保健所等）の業務負担も増加するので、円滑な連携のため区に対する補助や支援の仕組みを構築すべきと考える。
- ・《再掲》昨今多くの報道がなされているように、特に23区内では民泊や小規模旅館に起因する騒音やごみ、たばこなどによる周辺的生活環境悪化が問題となっている。こうした課題に対して各区では規制の強化や継続的な監視指導で対応しているが、それらに要する費用は、本来区民の行政サービスに充てられるべき一般財源が投じられている。民泊や小規模旅館に起因する問題に対応する経費は、住民ではなく旅行客が負担すべきであるから、宿泊税を広く徴収し、その財源を、各区が行う民泊や小規模旅館対策に充てるべきである。
- ・民泊といってもすごくきれいで高い値段のところもあるし、民泊が安宿だと思うのは少し考え方が古いのでは。泊ってみるとすごくちゃんとしているところもあるので、違法のところがあるので、イメージが悪くなるのは少し違うのでは。国がつくったいい加減な仕組みなんだから、国がお金を出してちゃんと取り締まるべきでは？東京都も、観光客を増やそうとしているなら、そのために住んでいる人たちが苦勞しているなら、違法民泊とかの取り締まりは並行してするべきだと思います。
- ・1)民泊においては、近隣からのクレームやトラブル発生時にすぐ対応できるような体制づくりを。
  - ①民泊のオーナーが国外にいる場合や近隣にいない場合は、24時間即対応できる者を必ず施設の近くに配置すること（日本語が堪能な者）
  - ②近隣からのクレームにすぐに対応ができなかった場合や、連絡が取れなかった場合は、民泊施設の即時営業停止とすること。
  - ③営業日数を守らない、定期報告をしない等悪質な民泊施設に関しては、即時営業停止とすること。
  - ④指導によっても改善されない場合は、施設の差押ができること。
  - ⑤管理規約等で民泊禁止をうたっていないマンションで民泊を開始する場合は、通常居住者よりも管理費を数倍に設定するか、[敷金のよなもの]の支払いを義務付けること。

⑥ゴミ問題等への対策として、民泊を開始する際は町会への加入を必須とし、町会に対し「敷金のようなもの」を支払うこと。

⑦民泊を開始するにあたっては、事業系ゴミ廃棄を依頼する産廃業者との契約書の添付を義務付けること

⑧賃貸物件での民泊は禁止とすること。(オーナーから借りた部屋で民泊をすること)

2)民泊オーナーに確実に納税させる仕組みづくりを。

①所得税か法人税かわかりませんが、民泊で得た所得を確実に納税する制度設計を。

②民泊オーナーが、宿泊日数や宿泊人数をごまかせないような民泊システムの構築を。

民泊の市場環境整備

③日本に非居住の民泊オーナーからも税金を確実に徴収できる制度設計を。(連絡が取れないことによる「逃げ得」はさせない)

・東京都の魅力を高めていくためには、ナイトタイムエコノミーの充実などが求められる。例えばプロジェクションマッピングや噴水の様な事業を、宿泊税を元に充実させる事で、より一層の魅力向上につながるものと思う。西新宿はプロジェクションマッピング開始以降、以前と比べて人の流れが出来てきている事が明らかであることから、こうした取組を都内各所で展開して欲しい。参考となるのがシンガポールで、ナイトズー、植物園、噴水ショーなどのエンタメもあれば、ホーカーの様な食のテーマパークが随所にある。こうした海外の好事例も取り入れて、より充実させていって欲しい。

#### 【法人・団体のご意見】

・《再掲》本素案に示された宿泊税の用途を明確化すること、また、利用者が増えている民泊を課税対象に追加するとともに、サステナブル・ツーリズムの推進に向けて、ごみ問題や混雑発生などの課題に対する施策の充実強化を図ることについては賛同いたします。

基礎自治体においても区民生活と調和した持続可能な観光地づくりを目指し、これらの地域課題を解決するために様々な取組を行っていることから、そのような自治体の取組に対して、都の宿泊税収入を重点的に活用することを要望いたします。

・民泊等への課税拡大に併せて、民泊の市場環境整備に資する施策にも宿泊税を充当するようお願いいたします。特に「民泊の適正運営の確保」のための施策として、保健所設置市・区における違法民泊対策の体制不足を補う施策等を実施いただくようお願いいたします。

「宿泊税の見直し(素案)」(P8)に記載の通り、受益者負担(応益負担)の観点からも、適正に納税する事業者が不利益を被らない環境作りが必要です。無許可・無届の民泊・小規模宿泊施設が存続することは、適法な施設にとって不利益となる状態であり、都も「無許可や無届の違法な宿泊施設が、都民の生活環境に悪影響を与えている事例も見られます。こうした課題への対応については、区市町村など都以外の主体との連携も重要です。」(P9)と認識されている通り、宿泊税を活用し、区市町村と連携して違法民泊対策を強化していただくようお願いいたします。

具体的には以下の方策が考えられます。

- 保健所設置市・区における民泊手続き・苦情処理・違法民泊対策等にかかる体制強化（人員拡充等）に対する経費補助。
  - 宿泊税の活用事業として、都内全域の違法民泊情報収集など、都において一元的に実施することが効率的な業務の実施。
  - 観光庁が管理する民泊制度ポータルサイト「minpaku」に登録された住宅宿泊事業者の届出番号情報を活用して自治体が保有する未納情報等とのデータ突合が可能となるよう、観光庁のシステムとの連携又は閲覧体制の整備。
- ・ 民泊・小規模宿泊施設からの安定的な税収確保のために、都において保健所設置市・区と民泊・旅館業規制のあり方について協議いただくようお願いいたします。都の観光振興施策や宿泊税の制度の趣旨が、過度な規制によって実質的に損なわれることのないよう、関係自治体との間で必要な方向性の共有や適切な規制のバランスの維持に向けた調整をお願いいたします。
  - ・ 区ではマナー啓発やごみ対策、来訪の観光バスへの対策を含む、混雑緩和対策など独自の取り組みを行っています。基礎自治体においても区民生活と調和した持続可能な観光地づくりを目指し、これらの地域課題を解決するために様々な取り組みを行っていることから、そのような自治体の取り組みに対して、都の宿泊税収入を重点的に活用することを要望いたします。
  - ・ 観光産業におけるエッセンシャルワーカーである宿泊業従事者の賃金水準は、他産業と比較して低い水準にあると言われており、人材確保が一層困難となる中、宿泊事業者の経営の安定を通じた処遇改善こそが、結果として持続可能な観光振興を下支えするのではないのでしょうか。
  - ・ 宿泊税の使途に、ホテル宿泊環境の改善費用の項目を追加し、納税者である宿泊者の理解と協力が得られるようにして頂きたい。
  - ・ 宿泊税の導入にあたり、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合、日本旅館協会東京支部（当時の日本観光旅館連盟東京支部）の要望により、宿泊税の運用に当たっては関係団体の協議を経なければならない、という付帯決議がなされているのは周知のことと思います。今後の運用においても、事前協議を密に要望します。
  - ・ 宿泊者から徴収する税である以上、宿泊者の理解が得られるよう、宿泊施設の設備やサービスの向上につながる事業に十分な額が充当されることが重要であると考えます。そのためにも、使途の透明性を高める観点から、毎年、使途について宿泊事業者の意見を聞く仕組みを設けるなど、使途の明確化を図ることが望ましいのではないのでしょうか。
  - ・ 宿泊税の確実な徴収のためには、特別徴収義務者である民泊・小規模宿泊施設との連携が必要不可欠です。つきましては、都においては、制度設計から運用段階に至るまで、業界団体と継続的な意見交換の場を設けていただき、実務上の課題を踏まえた制度構築を行っていただくようお願いいたします。

## ○来訪者課税の考え方に賛成

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・観光客が増えたことで、いろいろな対策が必要になっていると思います。そういうところに、都民からの税金だけでなく、観光客も少し負担してもらった方が適当だと思います。負担すべき人に負担をってもらう仕組みがいいと思います。
- ・東京には観光客がたくさん来ているために対応しなければならない施策も増えていると思います。  
そのため、その支出に対して、都民からではなく、観光客から税収を得るという考え方は、妥当だと考えます。
- ・今まで 10000 円未満の人を免税としていたので仕方ないと思いますが、本当は、来訪した観光客すべてが支払ってもいいと思います。ビジネス客も仕事時間以外に全く何をしないということでもないと思います。修学旅行にというのは、確かに考え方としてあるかもしれませんが、13000 円以上の高い施設に宿泊するようなら、負担をして当然だと思います。そもそも、もし修学旅行に配慮するなら、税金を取らないのではなくそのために必要な費用を各自治体で補助すればいい話であって、東京が他の自治体の子供たちへの配慮を負担するのは本質ではないと思います
- ・都民で、今の状況を見て、もっともっと観光客が増えて欲しいと思っている人はそんなに多くないのでは。  
そう思うためにも、いろいろ対策するために観光客から税金をしっかりと取るのは当然では  
お金が直接落ちる業界の方はいいかもしれないが、それら一部の業界だけが儲かるために、都民の税金がたくさん使われるのはおかしいのでは？ビジネスで来た人も、同じように食べたり飲んだりするわけで、同じように負担してもいいのでは
- ・今まで、観光による恩恵をほとんど受けていない人の税金も使って、いろいろ対策してきたことを考えれば、観光などにきた人がその分の一部の負担をするのは合理的。観光客が増えた事で、目に見えない負担もいっぱいあり、そういう配慮のためにも使う必要があるし、それをちゃんと都民に知らせるべき
- ・バックパッカーのような外国人が問題を起こしているようなケースもありますが、高級なお店で大騒ぎをしている富裕層の外国人もいます。  
お金を落としてくれるからいいだろうではなく、彼らを受け入れるために必要なお金の一部は、彼らから徴収すべき
- ・ただでさえ、過剰な報道などで、外国人観光客などが必要以上に悪く言われているのでは。彼らにもしっかりと負担をしていただくというのは、そういう批判を避けるためにも必要では
- ・観光で潤う人たちもいるのかもしれないが、正直何も恩恵は感じておらず、むしろ負担感を感じる事が多い。  
観光客が今以上に増える事を、みんながみんな、望んでいる訳ではないことは、東京都も観光業界の方々も認識し、対策を積極的にすべき。  
そうしないと、観光客を受け入れるな、外国人来るなという過剰な議論も加熱すると思います

皆が快く受け入れられるよう、一部を負担してもらいながら、来訪者を快く受け入れるための環境づくりを、こういう税を使って整備してほしい。広い意味で、都民に還元するものにつながればいいと思う。

- ・ 宿泊にかかる税なら、宿泊者全員が負担するのが原則ではないか。ビジネス客も観光客と同じようにゴミを出したりするわけだし、負担があってもおかしくないのでは？
- ・ 東京でホテルを取ろうと思っても、時期やタイミングによっては、中心部とかは簡単にとることもできません。こんなのは東京か京都か、万博の時の大阪くらいでは。宿泊施設へ手数料とかは払ってあげてもいいのではと思いますが、そもそもホテルはすごく儲かっているのでは？ コロナの時とか大変だったんだらうな、とは思いますが、今これだけ観光客が増えて、それによっていろいろとごみとか問題があるときに、その対策のために宿泊業界として協力しない、そのためのお金をとろうとする仕組みを批判するのは、少しおかしいのでは。
- ・ 都民は人が多いことに慣れてるので、大きな不満は言わないかもしれないが、観光客が増えて負担や不満、不安を感じている都民は多いのでは。間接的には恩恵もあるという人もいるだろうが、直接的に恩恵のある観光業界、宿泊施設のような恩恵があるわけではない。都民が払う税金だけで、来訪者が出すごみとか負担するのは、恩恵以上の負担ではないか。応分に負担してもらうことで、お互いウインウインの関係になるのでは。
- ・ 《再掲》民泊や小規模旅館に起因する問題に対応する経費は、住民ではなく旅行客が負担すべきであるから、宿泊税を広く徴収し、その財源を、各区が行う民泊や小規模旅館対策に充てるべきである。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・ 現在の東京都宿泊税の考え方は、税能力負担を加味しつつ、受益者に広く負担を求める応益負担とバランスを採った課税体系と理解しております。今回の素案では、宿泊料金の高価格化を受け、税能力負担の公平性のほか、中立性、簡素な制度の観点から定率制へ変更するとの内容ではございますが、インバウンド消費が国内経済にもたらすプラス効果を減殺することの無いよう、また、宿泊業における人材確保のためにも収益性向上は喫緊の課題である点を踏まえ、現状の枠組み(段階的な定額制)の維持、あるいは定率制に変更した場合でも一定の上限(300円程度)を設けることが妥当と考えます。この場合でも、素案に示されている公平性、中立性、簡素な制度の要件は(程度の差こそあれ)満たされるものと考えます。

## ○民泊等の課税追加について

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・課税対象の拡大について述べます。現状、民泊や簡易宿所は課税対象外となっている場合があります、宿泊形態の多様化に対応してこれらを含める点自体は公平性向上に資するものです。しかし、民泊・簡易宿所の運営形態は従来の旅館業と異なり、無届運営やプラットフォームを介した短期利用が多数存在します。これらを確実に課税対象とするためには、単に対象に含める旨を示すだけでなく、実際にどのようにして予約データや料金データと連携し、漏れなく申告徴収を行うのかについて明確な仕組みが必要です。具体的には、主要な予約プラットフォームとのデータ連携を義務化し、オンラインでの自動申告・納税システムを整備することが重要です。また、海外事業者や個人事業者に対しても多言語対応の申告ガイドやサポート体制を設けるべきです。これがなければ、民泊等が新たな税回避手段として機能してしまい、制度全体の信頼性が損なわれるおそれがあります。
- ・民泊は当然対象にするべき。違法の話ばかり目立っていますが、普通に企業が運営している民泊もいっぱいあって、民泊の料金が安いから零細企業ばかりがやっているとこの考え方はあまりにも浅はかでは。そもそも民泊は受付サービスなどもなく、1回の宿泊に係る経費は、ホテルや旅館よりも安いはずで、利益率は高いはずで。運営の仕方として回収は難しいと思いますが、だからといって必要以上に配慮をする必要はないと思います。
- ・種別によって宿泊税がかからないというのは疑問があるので、今回の見直しに賛成です。
- ・民泊だから対象にしないのはおかしい。同じ宿泊施設は全て対象にすべき。今まで、対象外だったのが、逆に不思議  
安いホテルしか泊まらない方への配慮は必要かもしれないが、3割しか課税されないなら、それ以上はあげなくてもいいのでは。ただ、また定期的に見直す必要はあると思う。
- ・《再掲》 宿泊税の除外施設を撤廃を要望します。東京都のすべての宿泊が、可能な施設に宿泊税の導入をしてください。  
理由 宿泊税を利用して、オーバーツーリズム対策として、街に大地震などの災害や通り魔や地下鉄サリン、事件などの人災に安全に対応できる。ゴミ捨て場ゴミ処理ユニットを設置してほしいからです。  
対象施設  
旅館業法のホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業施設全般。  
必ず宿泊税の対象としてほしい施設  
ラブホテル（休憩除する）  
民泊

ホステル

カプセルホテル

ウィークリーマンション等

- ・《再掲》民泊などを課税対象とすること自体は妥当かもしれないが、徴税にかかる負担が大きくなる。また、情報提供を求められる区役所（保健所等）の業務負担も増加するので、円滑な連携のため区に対する補助や支援の仕組みを構築すべきと考える。
  - ・公平となるよう、民泊などに課税対象を広げること賛成です
  - ・公平の観点から、簡易宿所と民泊の対象化には賛成する
  - ・民泊や簡易宿所への課税拡大は、新規事業者を阻害します。現行で対象外だった民泊を新たに課税対象に含めるのは、多様な宿泊形態を育てる政策に逆行します。定率制の複雑さが小規模事業者の参入障壁を高め、観光の多様性を損ないます。
  - ・民泊事業者への突然の課税で業界混乱を招く
- これまで対象外だった民泊や簡易宿所が新たに課税対象となり、多くの小規模運営者が税務対応に追われる。プラットフォームのシステム未対応の場合、手動徴収が増え、事業撤退や違法運営を誘発するリスクがある。

**【法人・団体のご意見】**

- ・《再掲》本素案に示された宿泊税の用途を明確化すること、また、利用が増えている民泊を課税対象に追加するとともに、サステナブル・ツーリズムの推進に向けて、ごみ問題や混雑発生などの課題に対する施策の充実強化を図ることについては賛同いたします。

## ○日本国民又は国内居住者は無税又は税率を下げるべき

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【いずれも個人のご意見】

- ・国民に対しては課税すべきではない
- ・外国の旅行者に対しては税率を上げるなど、国内旅行者と分けて考えてほしい。通院などで宿泊する場合もある、宿泊者が全て旅行者ではない。
- ・日本人の間でも観光は盛んに行われているが、課税の対象は国外の人間に限るべき。元々日本で暮らしているならばごみ捨てなどモラルのある過ごし方をするが、文化について理解しようとしないう、知らない者のせいで生まれた不利益を国内の人間で賄うのは言語道断。
- ・インバウンドの影響で宿泊代の他、飲食代なども上がっている。日本国民は増税で苦しんでる。しかし外国旅行客は優遇されている。宿泊税は絶対外国旅行客からしか取らない制度にするべき。都民を苦しめて何が行政か！もっと都民のための施策を！
- ・①民泊税は国内居住者からも取るというのは二重増税になります。
- ・②使途目的が不明瞭。宿泊客の増加に伴いゴミ問題などの環境整備への周知に当てるためというのは、対象者が外国からの非居住者ではないでしょうか。そのために国内居住者にも負担をさせるのはおかしい。
- ・③海外からの非居住者対象として民泊税増加にすべき
- ・日本居住者が支払うのはおかしい  
増税を検討する前に予算の無駄を洗い出しはしたのか
- ・Q&Aではインバウンド観光客と国内の観光客などの国籍によって課税対象は分けないとしていたが、円安が続いている現状、国外からの宿泊者には課税を多くするべきではないか。また、同様の理由で宿泊税に限らず、国民とインバウンド観光客への課税や料金は分けるべきかと考える。(他国ではよくやってることなので)
- ・課税対象を日本人、または日本在住の人は除外すべきである。パスポートまたはマイナンバーカードなどで国籍または日本国内の住所確認は容易であると考え。所得税や住民税、消費税など、日本人から徴収する税金の仕組みは複雑なのに、宿泊税もそれくらいの工夫をしてほしい。
- ・宿泊行為には居住地等による違いはないことから、宿泊税の取扱いも同じくすることが公平な制度と考えています。  
⇒すでに税を負担している人(日本人)、はじめて税を負担する人(外国人)と既存の税負担を考えると、同じ行為でも必ずしも公平とは言えないのではないのでしょうか。
- ・税金の使用用途が、インバウンドによるゴミ問題や治安維持などの対策費である以上、その負担は本来、非居住者が担うべきです。現在で

は、日本国民よりも外国人旅行者の方が経済的に余裕があるケースも多く、外国人を優遇しながら日本居住者が税負担を負う合理性は、ますます薄れていると言わざるを得ません。日本居住者の識別については、マイナンバーカードあるいは車の免許証などの提示により判断し、非居住者との区別をする事が可能です。

- ・《再掲》これ以上国民から税金を取らないでください。
- ・都内の宿泊料金は値上げが続いています。仕事など旅行目的ではなくても、海外からの観光客増加による影響を受けるのは納得ができません。外国人観光客に絞るなど、状況に応じた税制の見直しをしてもらいたいです。
- ・インバウンドの弊害を日本人にも押し付けるのは納得がいかない。
- ・宿泊税の値上げは海外からの観光客だけにすべき。日本在住日本国籍は税金取られまくりなので、なんなら非課税にして欲しい！
- ・宿泊料金に応じて課税するよりも、ホテルであれ民泊であれ、宿泊をする全ての人から1人当たり一律200円～300円等の宿泊税を徴収してほしい。(例:15,000円の部屋に1人で泊まったら課税で、2人で泊まった人は非課税。77,000円の部屋に6人で泊まったら非課税。不公平感がある。)また、日本在住者と日本非在住者で税金に差をつけてほしい(日本在住者は安く設定)

## ○都民は非課税とすべき、民泊利用者は宿泊料金を問わず課税すべき

### 頂いたご意見(抜粋)

#### 【いずれも個人のご意見】

- ・都民は物価が高くなるばかりでさらに厳しい環境になります。都民への減税を求めます
- ・《再掲》東京都民で品川区民です。東京都には部屋の雰囲気などが魅力的なホテルが多くあることから、東京都内のホテルに宿泊することが多いです。また、品川区内のホテルに宿泊することも多いです。2025年は1月～11月で35回宿泊(35泊、全て東京都内ホテルに宿泊)しておりまして、その際の宿泊費(宿泊税含まない)の平均を計算すると1名あたり18523円でした。個人負担です。宿泊費が2020年当時に比較し事実上3倍～6倍になっていますので1名あたり約20000円の宿泊費は普通です。値上がりしているためです。また、地方税(都民税、区民税)を支払っている者として毎回宿泊税を徴収されることは二重課税のようであり納得出来ません。さらに、このような値上がり状況において宿泊税が3%に上がることは増税であり日本政府の減税方針に逆行しており納得出来ません。  
1名あたり19000円未満あるいは20000円未満を非課税対象  
または年間の東京都内宿泊施設の宿泊費用負担額20万円以上の東京都民を非課税対象  
または都民税を支払っている東京都民を非課税対象にして頂きたいと思います。
- ・都民ですが、仕事や余暇で都内のホテルに滞在することがかなり多いです。軽減税率など都民に対して何かしらの配慮があると良いと思って

います。その分課税事務が煩雑になり、難しいということであれば、もう少し説明があったほうが良いと思います。これまではほとんど気にならない税率でしたが、定率となるとかなり負担感があるし、腑に落ちない気分になります。自分は、観光施策の受益者なんだろうか。全く受益がないとまでは言いませんが。

- ・課税対象者が13,000円以上の宿泊者となっていますが、ホテル、旅館、簡易宿泊施設の利用者については原案の通りでよいと思います。しかし、民泊利用者については、騒音やごみの出し方などの問題が発生しやすく、管理人も不在で責任の所在が不明瞭となるケースもあり、近隣対策や事後対応の発生が前述の宿泊施設に比べて頻発することが容易に予測できるため、その費用を担保するためにも免税区分を設けず全額課税にすべきと考えます。物件あたりの価格提示の場合や、しっかりした会計システムを持たない事業者もいると考えられ、一人当たりの単価の算出が困難かつ適正な納税も前述の業者に比べ確度が低いと思われるため、民泊利用者については下限を定めず全額課税すべきと考えます。

## ○課税方式について（定率制、定額制）

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・3%の定率には賛成です。
- ・今回の宿泊税の見直しについては、その見直し内容については賛成です。  
宿泊税が使われる施策領域の明確化や、簡易宿所・民泊への適用、非課税額の引き上げ、定率制への移行及びその水準（3%）についても、他国や国内の他地域との比較においても適切な内容になっていると思います。
- ・定額ではなく、定率とすることに賛成します。
- ・宿泊料金に比例して負担するのは分かりやすい。観光をする余裕のある人だし。ビジネスは会社が払う（経費扱い）なんだろうから、とてつもなく高いところに泊まらないのでは？高いところに泊まれる余裕があるなら、それなりの負担をしてもらってもいいのでは
- ・定率制に変更すべき
- ・特に税負担能力に対する公平性という観点から、定率制への移行に賛成します。
- ・物価が上がっているなので、定額ではなく率ですべきです。定額では実質的な税収が目減りし、十分な財源を確保することが難しいため、観光のための取組が不十分になるリスクがあるからです。国内外の事例を参考にしたり、業界の意見を聞きながら定率の見直しはすぐにでも行うべきです。
- ・観光は、余暇の一つ。そのためにかけられる費用に合わせて負担してもらおう額を上げる定率は合理的。数十万の部屋に泊まった人が200円。

10000 円の部屋に泊まった人が 100 円という今の制度は、高額を支払える人に優遇しすぎ。京都のように 10000 円負担してもらってもいいのでは。

- ・高いホテルの利用者から多くもらったほうが良いと思うので、東京都案に賛成です
- ・《再掲》今回の宿泊税の見直しについては、全面的に賛成です。ぜひ、その税収を活用し、観光地や繁華街の美化に活用してほしいです。特にゴミ問題。ゴミがあふれていたり、散らかっていると、そこから治安が悪化していくと思います。なお、免除基準を 13,000 円とすることも原則賛成です。また、定額でなく、定率制も賛成。
- ・外資系の高級ホテルなど宿泊料金の高価格化傾向をみると定率制にするのが良いと思います
- ・《再掲》%での徴収は現場に大変負担がありそう。スーパーのレジ機能とホテル・旅館の会計機能にはだいぶシステム乖離がありそうです。東京都宿泊税の引き上げ自体は賛成致しますが、一律料金として検討したほうが、利用者にとっても徴集者にとっても分かりやすい。
- ・超高額宿泊に対する負担が過度に大きくならないよう、上限額の設定または価格帯に応じた段階的課税をご提案します。国際競争力や価格の見通し可能性の観点でも効果的です。
- ・税率を細かく分けると、ホテル側の対応が非常に困難になる。システムの対応、宿泊方法を変更した際の対応など、混乱を極める。定額の税率（例えば一律 1000 円など）にすべきである。
- ・入湯税と違い、泊まっただけで取られる制度だというのに、定額じゃなく変動するのは異常です！
- ・現在の宿泊料金高騰（平均 1.4 倍以上）と物価上昇で定率制を導入すると、税額が自動的に連動してさらに負担が増大します。修学旅行やビジネス利用の中間層も影響を受けやすく、定額制の維持または税率 2%以下への抑制を検討すべきです。
- ・定率制は宿泊料金の上昇（季節変動やイベント時）に税額が自動的に連動するため、利用者の負担が予測しにくく、予約時の不満を増大させます。定額制のシンプルさが失われ、観光地の信頼性を損なう可能性が高いです。
- ・定率制導入は宿泊業界の負担を増大させ、観光競争力を低下させます。事業者は税額計算・徴収のシステム改修や事務負担が大幅に増え、特に中小ホテルや民泊事業者に悪影響を及ぼします。現行の定額制がシンプルで運用しやすいのに、定率制へ移行するのは不当です。
- ・定額制では税額が固定で計算が簡単だったが、定率制になると毎回の宿泊料金に応じて 3%を計算・徴収・納付する必要性が生じ、特に中小ホテルや民泊事業者の負担が重くなる。システム改修や手動対応が必要で、運営コストが増大する。
- ・素案 P8 のとおり「宿泊税は、観光施策の財源を施策の受益者に負担していただく応益課税として創設された法定外目的税」であることから、基本は応益課税であるはずである。宿泊料金の差は応益とは無関係であるところ、基本的には定額制とすべきである。宿泊税を徴収する 15 自治体のうち、定率制は倶知安町だけであり、14 自治体は定額制である。P17 に記載のとおり、応益課税に税負担能力を加味する応能負担の考えを取り入れるとしても、基本は応益負担とすべきである。一人当たりの応益には限度があるところ、無制限の定率制は不適切で、少なくとも上限を設け、応益負担と応能負担のバランスを取るべきである。上限としては沖縄県が実施を予定している 2,000 円とすべきである。

なお、これでも現行の 200 円の 10 倍という大幅増税となる。

- ・東京都は、多額の消費税が長年にわたって国に未払いとなっています。このような状況下において、都税の引き上げに賛成するわけにはいきません。未払いの消費税を納付し、あらためて提案し直してください。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・今回の改正で、定額から定率方式に変更する事は、宿泊価格帯の幅が広がったことに対応する為に、やむを得ない事とおもいます。
- ・課税方式は、定率制が望ましい。
- ・《再掲》東京都が提案する宿泊税の定率課税化は、税負担能力に応じた公平性を確保し、観光施策の財源を安定的に確保する観点や今般のインフレ経済下の状況を踏まえると妥当な方向性であると考えます。  
現行制度では高額宿泊者ほど税負担率が低下する逆転現象が生じており、定率課税への移行は応能負担の原則に沿った合理的な見直しであり、東京都提示案の通り進めること要望する。
- ・課税方式は%の課税ではなく、現在と同様の金額一律の課税方式が希望いたします。まず現在の運用に慣れております。宿泊税の金額の変更であればご案内も混乱なく進みます。%型に変わるとお客様へ料金を伝える際に電卓をたたきお伝えすることになり、トラブルの原因にしかありません。これは現場で働く人にとっては非常に大きな問題です。現在のようにお客様へ即答できることが重要です。お客様側も明瞭です。計算をしてご案内することの労力やトラブル防止の為に、現在のような分かりやすい課税方式のご検討をお願いいたします。
- ・宿泊税は、本来、観光施策の受益に着目して負担を求める税であることから、応益負担の考え方に基づけば、定額制を基本とする制度設計が合理的であると考えます。仮に、宿泊料金の高低に応じた応能負担の要素を加味し、定率制を採用する場合であっても、応益負担の考え方を併せて維持することが重要ではないでしょうか。その観点から、沖縄県の制度と同様に、一定額（例えば 2,000 円程度）を上限とする仕組みを設けることについて、検討されることが望ましいと考えます。
- ・宿泊税ですが、課税方式が反対です。宿泊代の 3%ということでしたが、計算が大変すぎます。まず、現場としてはこの計算を一件ずつ行うのが、かなりの労力を伴います。それでは、PMS 上で計算して行うようなシステムを作れば良いのでは？と思いますが、東京都のみの施策になると思うので、PMS の会社側も対応するのにかなりの労力を伴います。また、それができたとして、もちろん無料ではアップデートはできないでしょうから、そちらにも金銭が発生します。こういった場合は、ホテル側に支払いの義務があるのでしょうか？さらに今後、税率が変わった場合はまたそれを變えるのに、労力と金銭がかかります。それもこちらの負担になるのでしょうか。もう少し、こちらの現場にかかる負担を考えて案を出してください。あまりにもシミュレーションができてなさすぎて、言葉が出ません。もっとこちらに寄り添った施策をお願いします。他の方からも反対や再考していただきたいという声はたくさん上がっていると思います。よろしく申し上げます。
- ・都内ホテルでフロント勤務しております。課税方式が「定額（100 円 or 200 円）」から定率「3%予定」に課税方式変更を検討とのことで、素

案を拝見いたしました。税収の面は理解できるのですが、現場（宿泊施設・お客様）目線ではない案であると思います。宿泊税が13,000円以上で3%徴収するにあたって、まずPMS（ホテルシステム）の改修が必要です。この費用は東京都が持つのでしょうか？また、宿泊税の計算ですが複雑ですね。例えば電話予約の場合、即時に宿泊税を含んだ総額を案内できますか？13,000円は素泊料金であって、これに朝食代や〇〇代などの付帯が入る場合、3%対象となる宿泊代を即時に計算できますか？これらをお客様は理解できますか？全国旅行支援もそうですが、現場（施設・お客様）目線ではない、手間をかけるだけの都のルールという印象です。ルールはあるが、これにより発生するトラブルは、当事者同士でうまくやってくれというのが目に見えております。であれば、課税方式は「定額」のまま、宿泊税を「300円や400円、あるいは600円」にさせていただいた方が、現場の負担は軽減されます。よろしく申し上げます。

- ・私は、東京都内で簡易宿所を運営サポートする事業者です。貴案の公表（2025年11月）を拝見し、簡易宿所対象化は観光振興に寄与する点で賛同しますが、課税方式を宿泊料金3%の定率制とする点に懸念を述べます。現行の固定額方式（1万円以上100～200円）は、料金変動の多い当施設（時期により1万3000円前後）で運用しやすく、複数OTA連携により自動徴収が可能です。一方、3%方式は毎宿泊料金の計算が必要で、事務手続きが大幅増大します。大阪府（2025年9月改定後も固定額）、京都市（2026年固定額5区分）、沖縄県（2026年予定も未施行）など全国主流が固定額を採用する理由です。全国でパーセンテージ方式は北海道倶知安町（2%）・ニセコ町に限られ、リゾート地特化の事例です。東京都中小事業者の負担を考慮し、免税基準1万3000円超の固定額方式維持を強く要望します。これにより税収安定、事業継続、住民理解が可能となります。ご検討のほど、よろしくお願い申し上げます。
- ・《再掲》現在の東京都宿泊税の考え方は、税能力負担を加味しつつ、受益者に広く負担を求める応益負担とバランスを採った課税体系と理解しております。今回の素案では、宿泊料金の高価格化を受け、税能力負担の公平性のほか、中立性、簡素な制度の観点から定率制へ変更するとの内容ではございますが、インバウンド消費が国内経済にもたらすプラス効果を減殺することの無いよう、また、宿泊業における人材確保のためにも収益性向上は喫緊の課題である点を踏まえ、現状の枠組み（段階的な定額制）の維持、あるいは定率制に変更した場合でも一定の上限（300円程度）を設けることが妥当と考えます。この場合でも、素案に示されている公平性、中立性、簡素な制度の要件は（程度の差こそあれ）満たされるものと考えます。
- ・《再掲》国において物価高対策が模索されているなかで、法人事業税や住民税収、さらには人口流入に伴う税収増により、税収が相対的に集中している東京都において、宿泊利用者および宿泊事業者に新たな負担を求める宿泊税の増税を行う必要性については、慎重な検討が求められるのではないのでしょうか。京都市のように、オーバーツーリズムによる公共サービスの低下に対する市民の不満が顕在化し、早急な対策が求められ、財政状況が厳しい自治体においては、宿泊税の大幅な引き上げをおこなってきた経緯があります。東京都が同様の財政状況や行政サービス低下の状況に直面しているとまでは言えないので、これらの自治体と同列に論じることが妥当であるのかについては、慎重な判断が必要ではないのでしょうか。現段階においては、宿泊税制度の改正や税率引き上げを行うのではなく、現行制度を維持しつつ、既存財源の活用や施策の優先順位の見直しによって対応することが望ましいと考えます。

## ○課税免除基準について（「1.3万円未満」は妥当、さらに引き上げるべき、引下げ又は廃止が望ましい）

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・我が家が家族で泊まる場合、とても一人1万3千円も出せないのに、1万3千円未満は課税されないというのは、一般的な旅行者にとっても配慮されていると思います。
- ・確かに、宿泊先の金額は、コロナの後に急激に高くなっています。ただ、感覚としては、東京だけ異常に高くなっている印象で、観光客が多いことと物価高のタイミングに便乗して高くしているのでは？とも。ただ、確かに高くはなっているので、免除の金額を少し高くするのはわかります。ただ、探せば10000円くらいの宿も十分あるので、13000円というのはちょうどいいのでは？たぶん、これ以上高い基準にしたら、そこまでホテルの値段が上がっちゃうでしょうし、この金額を安いとか言っているようだと、近隣の神奈川とか埼玉とかに泊まるのを選ぶとおもいます。
- ・《再掲》課税対象者が13,000円以上の宿泊者となっていますが、ホテル、旅館、簡易宿泊施設の利用者については原案の通りでよいと思います。
- ・《再掲》安いホテルしか泊まらない方への配慮は必要かもしれないが、3割しか課税されないなら、それ以上はあげなくてもいいのでは。ただ、また定期的に見直す必要はあると思う。
- ・《再掲》免除基準を13,000円とすることも原則賛成です。
- ・《再掲》東京都民で品川区民です。東京都には部屋の雰囲気などが魅力的なホテルが多くあることから、東京都内のホテルに宿泊することが多いです。また、品川区内のホテルに宿泊することも多いです。2025年は1月～11月で35回宿泊(35泊、全て東京都内ホテルに宿泊)しております。その際の宿泊費(宿泊税含まない)の平均を計算すると1名あたり18523円でした。個人負担です。宿泊費が2020年当時に比較し事実上3倍～6倍になっていますので1名あたり約20000円の宿泊費は普通です。値上がりしているためです。また、地方税(都民税、区民税)を支払っている者として毎回宿泊税を徴収されることは二重課税のようであり納得出来ません。さらに、このような値上がり状況において宿泊税が3%に上がることは増税であり日本政府の減税方針に逆行しており納得出来ません。  
1名あたり19000円未満あるいは20000円未満を非課税対象  
または年間の東京都内宿泊施設の宿泊費用負担額20万円以上の東京都民を非課税対象  
または都民税を支払っている東京都民を非課税対象  
にして頂きたいと思います。  
私は東京都民で品川区民ですが、東京都からは何の恩恵も受けておらず、また、品川区からも何の恩恵も受けていません。地方税だけ徴収さ

れ、さらに東京都の宿泊税を徴収されています。意見を言わせて頂く立場にあると思っています。

- ・ 税率が一律のほうが計算が容易だが、13000 円という水準が中途半端で、課税対象となる宿泊が幅広く発生する可能性があり、対応コストが懸念される。課税免除基準を 20000 円くらいまで上げ、税率を高くして高額宿泊者から徴収するほうが、相対的に事務コストを抑えられるのではないか。
- ・ 課税免除基準については、15,000 円とするのが適切だと考える。以前は、安価なビジネスホテル（7,000 円程度）であれば課税されない水準だったが、現在では同等のホテルでも 13,000 円程度となっている。やや高級なホテルや繁忙期でなければ課税されない水準とするのが望ましい。
- ・ 免除基準が 13,000 円ということだが、この金額を境に 0%と 3%というようになってしまうため、このラインがいわゆる「壁」となり、13000 円～15000 円ぐらいのレンジが忌避されるおそれがあると思います。そうであれば、免除基準はこの半額ぐらいに引き下げつつ、超えた分に対して 3%を課するのが公平ではないでしょうか。
- ・ 一万以下が非課税とありますが、そこも対象にしてもいいと思います。マナーが悪い人は宿泊費の高い低いによりません。
- ・ 《再掲》 今まで 10000 円未満の人を免税としていたので仕方ないと思いますが、本当は、来訪した観光客すべてが支払ってもいいと思います。ビジネス客も仕事時間以外に全く何をしないということでもないと思います。修学旅行にというのは、確かに考え方としてあるかもしれませんが、13000 円以上の高い施設に宿泊するようなら、負担をして当然だと思います。そもそも、もし修学旅行に配慮するなら、税金を取らないのではなくそのために必要な費用を各自治体で補助すればいい話であって、東京が他の自治体の子供たちへの配慮を負担するのは本質ではないと思います。
- ・ 《再掲》 宿泊にかかる税なら、宿泊者全員が負担するのが原則ではないか。ビジネス客も観光客と同じようにゴミを出したりするわけだし、負担があってもおかしくないのでは？本当は免税の基準はなくすべき。設定するにしても、今の案の 13000 円以上に上げる必要はないのでは
- ・ そもそもレジャー系ホテル休憩・宿泊利用者は課税根拠となる観光には無縁の為に「もっぱら異性が利用を供する施設」は対応から外すべきである。
- ・ 《再掲》 公平の観点から、簡易宿所と民泊の対象化には賛成するが、免税基準の 13,000 円への引き上げには反対である。修学旅行への配慮を引き上げの理由としているが、13,000 円以下の宿泊者の中には会社が宿泊費を負担する出張者や担税力のある富裕者もいるはずで、これらの者が負担を免れるのは不公平である。また、免税基準を設けているのは、宿泊税を徴収している 15 自治体のうち東京都を含めて 4 自治体に過ぎない。さらに定率制を採用するのであれば、宿泊料が安い場合は宿泊税の負担も軽くなるので、負担の厳しい層にはそれだけで十分配慮していると言える。免税基準を設けると宿泊税を徴収する宿泊施設の手間がさらに増えるという問題点もある。よって、免税基準は廃止することが望ましく、どうしても修学旅行への配慮が必要ならば、修学旅行については都が宿泊税分を学校に対して補助すればよい。
- ・ 《再掲》 宿泊料金に応じて課税するよりも、ホテルであれ民泊であれ、宿泊をする全ての人から 1 人当たり一律 200 円～300 円等の宿泊税を

徴収してほしい。(例:15,000 円の部屋に 1 人で泊まったら課税で、2 人で泊まった人は非課税。77,000 円の部屋に 6 人で泊まったら非課税。不公平感がある。)

- ・ 13000 円未満が課税免除となると、大部分の民泊や 1 棟貸しの旅館は課税されなくなってしまう。都や区市町村の観光施策の受益者は、民泊や小規模旅館の宿泊者も含めすべての旅行者なのだから、広く税負担を求めるべきであり、課税免除基準を引き下げるか、部屋単位の料金設定の場合は宿泊者数にかかわらず一部屋あたりの料金に課税する制度に改めるべきである。
- ・ 受験やビジネスでの利用を想定した層を除くために一定の宿泊金額以下を対象外としているが、受験人口の減少やコロナ以降の出張の減少の考慮や、インバウンドに対する民泊などの宿泊施設増加について視点が少なく、税を取りにくい所から撤退する意思表示と捉えられ、今後の租税政策の変更の際に対象者の徴収事務の困難さを加速させるものであり、理論形成が稚拙。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・ 《再掲》東京都中小事業者の負担を考慮し、免税基準 1 万 3000 円超の固定額方式維持を強く要望します。
- ・ 課税対象額を 15000 円または 20000 円にして下さい。
- ・ 非課税をもう少し上げて頂きたい。20000 円程度。
- ・ 宿泊税が東京都の観光行政に大きく貢献していると思います。そして今回の改正に際し意見を述べさせていただきます。20 数年前にこの税が出来た時は、都内のホテルのシングル料金は概ね 5 千円～1 万円の価格帯にありました。今回、時間の経過と共に見直すことは理にかなっていると思いますが、課税価格が 13 千円ですと、現在の状況から云いますと一般的にシングル料金は 15 千円～25 千円となっており、ほぼすべての利用者に適応されることとなります。従前は、一般の旅客やビジネス利用者より少し高い価格帯でありましたので、一般利用には影響が少なかったと思いますが、13 千円ですとその幅が広がり色々な面での影響が生じます。やっと景気が回復しビジネスも順調に推移している中で、都の一般税収も伸びており、宿泊税の徴収幅を広げる必要があるでしょうか。現在の都内のシングル料金以上の価格帯で課税をお願いしたいと思います。具体的に言いますと、15 千～20 千以上の課税対象をお願いします。
- ・ 宿泊税の課税対象について意見いたします。当ホテルは全体の約 75%がビジネス利用者になります。また 10 月 11 月ではビジネス利用者の約 80%が ¥13,000 以上の宿泊料になっております。今回の課税対象が ¥13,000 以上の宿泊者となっておりますが、この対象設定になると約 80%のビジネス利用者から徴収する形になります。素案には課税免除の引き上げについて、より多くの観光客の方に負担を頂くと記載がありますが、当ホテルのようなビジネスホテルでは主にビジネス客から徴収することになり、徴収者の該当に矛盾いたします。引き続き観光施策として宿泊税が活用されるようですので、インバウンド等の観光客をターゲットに課税対象の金額を ¥30,000 以上にする事希望いたします。また当ホテルは神奈川県と隣接した区になり、ビジネス客の集客に影響が出ることも考えられます。宿泊税が上がった分を宿泊料から引いて販売する事態にはならないように検討をお願いいたします。

- ・課税金額の下限を 3 万円以上にしていきたい。
- ・13000 円という区分もビジネス層を直撃する。
- ・下限 13,000 円では不満、物価もコロナ以前よりかなり上がっているので最低 20,000 円からにして妥当だと思う、
- ・30,000 円以上から課税してほしいです。
- ・宿泊税は「観光施策の受益者に負担頂く法定外目的税」であることから、税負担の公平性の観点に立てば、課税免除は本来例外的な取扱いであり、その妥当性については慎重な検討が求められると考えます。仮に課税免除者を存置するのであれば、免除額の見直しについては、その必要性を十分に検証した上で判断されるべきではないでしょうか。

## ○税率について（3%は妥当、もっと高率でもよい、2%以下にすべき、税額に上限を設けるべき）

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【個人のご意見】

- ・《再掲》3%という割合の設定には大いに賛成です。いわゆるラグジュアリーな宿泊施設に泊まる人々にはそれに見合う税金を納めてもらうのが相応しいと思います。
- ・宿泊料にかかわらず一律とするのでは無く、高額な宿泊料を払うような負担力のある人にもっと課税すべく、累進課税を導入すべきだと思います。具体的には宿泊料一万円台なら 1%、二万円台なら 2%、三万円台なら 3%…と、一万円上がる毎に 1%課税率を増やすことを提案します。
- ・《再掲》今回の宿泊税の見直しについては、その見直し内容については賛成です。  
宿泊税が使われる施策領域の明確化や、簡易宿所・民泊への適用、非課税額の引き上げ、定率制への移行及びその水準（3%）についても、他国や国内の他地域との比較においても適切な内容になっていると思います。
- ・《再掲》今回の改正について、課税対象や課税方式については、東京都主税局の皆様は、各業界関係者や有識者とも協議を重ねられたと思いますので、そこには意見はございません。
- ・《再掲》昨今のラグジュアリーな高級ホテルが増えている状況を考えれば、宿泊客に応分の負担を求めるのは妥当である。ホテル業界が反対していると聞いたことがあるが、そのような高級ホテルの宿泊者は、3%程度の負担増は気にしないと思う。とはいえ、税収の用途については今以上にわかりやすく都民に伝える必要がある。施行までにはまだ時間がかかるので、しっかり広報していただきたい。
- ・税率が現在は 1%程度ですが、それが今回は 3%になるというのは急すぎると感じます。2%が適当なのではないでしょうか？中国との関係で、インバウンドがこれから右肩上がりが続くとは限りませんので。

- ・《再掲》 上限なしの定率制では、1泊10万円以上の高級ホテルで税額が3000円を超えるなど、高額帯の施設・利用者に負担が集中します。これにより、外資系高級ホテルや富裕層向け施設の競争力が低下し、「取りやすいところから取る」不公平な税制となり、観光産業全体のバランスを崩す恐れがあります。現在の宿泊料金高騰（平均1.4倍以上）と物価上昇で定率制を導入すると、税額が自動的に連動してさらに負担が増大します。修学旅行やビジネス利用の中間層も影響を受けやすく、定額制の維持または税率2%以下への抑制を検討すべきです。
- ・《再掲》 P19 で、「他都市の状況等を踏まえ、3%に見直します」、「国内外の制度と比較しても低い水準にあり」との記述があるが、現在宿泊税を徴収している15自治体のうち、東京都を含めて6自治体が100円～200円の範囲内で最も多数であり、また11自治体が最大500円以下であるところ、都の現行税率は他自治体並みであり、不正確である。3%の定率制とすれば、都の宿泊税は突出して高くなってしまう。また、「観光施策費の財源に占める宿泊税の割合が減少」というのも、そもそも大多数の自治体においては宿泊税はなく、観光施策を全て一般財源で賄っている事実を無視している。地域全体に広く経済効果をもたらす観光については一般財源を充当するのが原則であるべきであり、不足分を宿泊税で補うにしても例外的であるべきで、その割合の減少を問題とすること自体理解に苦しむ。また、P20で「例えば8割を宿泊で賄うと想定した場合」と比べると3%は過重としないとしているが、そもそも8割を宿泊税で賄うということ自体に合理的理由がなく、それと比べて低いから過剰でないという理屈は全く説得力がない。8割に合理的根拠があるなら示してほしい。また、P20の他団体との税率の比較中、倶知安町を3%としているのは不正確で、現時点で倶知安町の税率は2%である。2026年4月から3%への引き上げを予定しているが、これは北海道が宿泊税を導入するのに伴い、道の宿泊税を道に代わって徴収するための引き上げであり、引き上げ以降も3%が倶知安町の税収となるものではない。よって、倶知安町は2%のところに記載し、道の分と合わせて3%などと注意書きすべきである。また、段階的定額制の東京都、大阪府、京都市について無理やり定率制に換算しているが、不正確不適切である。例えば、現行の東京都は3万円の場合0.7%、5万円の場合0.4%になり、1%相当ではない。同様に大阪府では、3万円は1.6%、5万円では1%になり、2%相当ではない。京都市についても、現行の税率では、3万円1.6%、5万円2%であり、2026年3月からの値上げ後でも、1万8千円2.2%、4万円2.5%であり、4%相当ではない。このように数字を恣意的に歪め、3%への値上げを正当化することは極めて不適切である。よって、他の自治体との比較を税率見直しの理由とするのであれば、財政の厳しい倶知安町や沖縄県より高くする理由はなく、最大でも2%にとどめるべきである。加えて、素案P8のとおり「宿泊税は、観光施策の財源を施策の受益者に負担していただく応益課税として創設された法定外目的税」であることから、基本は応益課税であるはずであり、これに応能負担の考えを取り入れるとしても、一人当たりの応益には限度があるところ、無制限の定率制は不適切で、少なくとも上限を設け、応益負担と応能負担のバランスを取るべきである。上限としては沖縄県が実施を予定している2,000円とするべきである。なお、これでも現行の200円の10倍という大幅増税となる。
- ・《再掲》 税率3%の定率方式に上限をご検討ください。超高額宿泊に対する負担が過度に大きくなるように、上限額の設定または価格帯に応じた段階的課税をご提案します。国際競争力や価格の見通し可能性の観点でも効果的です。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・ 税率は、3%～5%程度が良い
- ・ 税率3%については、諸外国やこれまでの国内の宿泊税制度と照らしても妥当な水準であり、東京都提示案の通り進めること要望する。
- ・ 定率での徴収へ変更という点については問題ないが、従来既定の金額より大幅な負担となる。宿泊事業については、通常でもランニングコスト(サイト手数料・清掃費用・リネン費用等々)の負担が高い業種。3%というのは高すぎる1～2%に抑えるべき。
- ・ 《再掲》 宿泊税改定(増税)後の増額分を宿泊者に転嫁できない場合、宿泊事業者においては売上が減少するのみならず、課税売上の減少に伴い消費税収も減少することとなります。とりわけ、中国マーケットの先行きが不透明な中、今後は販売価格競争が一層激化する可能性が高く、こうした状況下においては、増税分を販売価格に転嫁することは困難であると予想されます。仮に宿泊税を定率制へ変更する場合であっても、財政力があり、また税制格差が議論されやすい東京都が、他の自治体(沖縄県2%、倶知安町2%)を上回る3%という税率を設定することについては、その妥当性について慎重な検討が必要ではないでしょうか。少なくとも、他自治体と同様に2%以内にとどめることが適切であると考えます。また、消費税10%に加えて宿泊税3%が課される場合、宿泊料金に対する実質的な税負担は合計13%となり、利用者の負担感は相当程度大きくなることが懸念されます。さらに、東京都の3%という税率が前例となった場合、他自治体においても同様の税率設定が広がる可能性があり、〇〇〇〇としては、会員施設が所在する各地域への波及的影響を強く懸念しています。
- ・ 《再掲》 宿泊税は、本来、観光施策の受益に着目して負担を求める税であることから、応益負担の考え方に基づけば、定額制を基本とする制度設計が合理的であると考えます。仮に、宿泊料金の高低に応じた応能負担の要素を加味し、定率制を採用する場合であっても、応益負担の考え方を併せて維持することが重要ではないでしょうか。その観点から、沖縄県の制度と同様に、一定額(例えば2,000円程度)を上限とする仕組みを設けることについて、検討されることが望ましいと考えます。
- ・ 《再掲》 現在の東京都宿泊税の考え方は、税能力負担を加味しつつ、受益者に広く負担を求める応益負担とバランスを採った課税体系と理解しております。今回の素案では、宿泊料金の高価格化を受け、税能力負担の公平性のほか、中立性、簡素な制度の観点から定率制へ変更するとの内容ではございますが、インバウンド消費が国内経済にもたらすプラス効果を減殺することの無いよう、また、宿泊業における人材確保のためにも収益性向上は喫緊の課題である点を踏まえ、現状の枠組み(段階的な定額制)の維持、あるいは定率制に変更した場合でも一定の上限(300円程度)を設けることが妥当と考えます。この場合でも、素案に示されている公平性、中立性、簡素な制度の要件は(程度の差こそあれ)満たされるものと考えます。

## ○特別徴収義務者の負担への配慮について

### 頂いたご意見（抜粋）

#### （１）特別徴収交付金の見直し、システム改修への支援について

##### 【個人のご意見】

- ・特別徴収事業者の負担軽減策（補助率・対象・期間）を明記ください。システム改修・周知等に係る費用について、補助率の引上げや上限撤廃など、中小事業者にも分かりやすい支援設計を要望します。
- ・定率制（3%）への変更により、宿泊料金ごとに税額を計算・徴収・申告する必要が生じ、現行のシンプルな定額制（100円または200円）からシステム改修や運用コストが急増します。特に中小ホテルや民泊事業者にとっては負担が重く、特別徴収交付金（手数料）の料率を十分に引き上げない限り、事業継続に悪影響を及ぼす可能性が高いです。
- ・定率制導入により、宿泊料金変動ごとに税額を自動計算するPMS（予約管理システム）の大規模改修が必要となり、数百万～数千万円の費用が発生します。特に民泊や小規模事業者はシステム投資余力がなく、事業撤退や違法民泊増加を招く恐れがあり、特別徴収交付金の大幅引き上げや改修補助金制度の創設が不可欠です。
- ・徴収事務の複雑化に対し、交付金の料率引き上げが不十分だと事業者の協力が得られず、徴収率低下や脱税リスクが生じます。北海道倶知安町の事例を参考に、少なくとも徴収額の5～10%以上の交付金を保証すべきです。
- ・特別徴収交付金について、基準や交付率をHP上で公開してほしい。また、交付率による算定の場合、上記のとおり小規模事業者にとって事務コストが大きいかかわらず、税額が少額のため交付金額が小さくなり、不合理である。全事業者に最低基準として一定額の交付を行うなど、事務コストに見合う交付を求める。
- ・宿泊業界の深刻な人手不足、人件費の高騰、制度改正についての宿泊客への説明やトラブルへの対応、システム改修の手間とコスト、カード払いの場合の逆ザヤなどを考慮し、特別徴収交付金については、ニセコ町の5%の例もあるところ、少なくとも京都市レベル（制度改正後5年間は3.5%、その後3.0%、上限なし）とすべきである。また、システム改修については別途補助金を設けるべきである。
- ・予約サイトを通じた事前決済の仕組み構築として、宿泊税を宿泊料金と合わせて予約サイト上で決済できるシステムを導入したり、予約サイト事業者との連携を強化していただきたいです。また、法制度の見直しとして、宿泊税の徴収方法に関する現行制度を柔軟化し事前徴収を可能にする法的根拠を明確化していただきたいです。
- ・民泊・簡易宿所の確実な捕捉に向け、OTA等の第三者納付（代行徴収）枠組みを明確化ください。API連携や標準仕様の策定により、事業者・プラットフォーム双方の事務負担を軽減し、徴収の確実性を高められます。
- ・OTA経由の場合、オンラインエージェントは宿泊費に宿泊税を組み込んでほしい

- ・個人で民泊を運営しているが、小規模事業者にとっては宿泊者から税を徴収し申告納入を行うという事務コストが非常に大きく、とても対応しきれない。OTAで自動的に宿泊税も加算して徴収し、OTA側で代わりに申告納入を行うような仕組みが必要。
- ・1人1泊あたりの料金を算定したうえで、宿泊税の発生有無を判定するのが非常に手間が大きい。民泊事業は人数単位ではなく1室単価での料金設定が多いうえ、ダイナミックプライシングにより日々室料が変動、連泊日数によっても料金が変わる。OTAでの予約の場合、宿泊人数が正確にわからない場合も考えられる。室料総額を日数と人数で割って1人1泊あたりの料金の判定を毎回行うことは、事務的に非常に面倒である。OTAでの予約・支払い時に自動的に判定のうえ宿泊税も加算して支払いを行わせるような仕組みがない限り、対応しきれない。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・すでに東京都では宿泊税導入から約20年が経過しており、一定のシステム導入は完了している状況にあると推測されるが、定率制の導入により、特別徴収者に新たな事務負担が生じることは避けられない。特に徴収現場での説明や徴収にかかるコスト、申告業務の複雑化により、現在のオペレーションに大きな影響を与える可能性がある。そのため、東京都側が主導し、申告・納入手続きの簡素化やDX推進・勘定システムとの連携促進を行うとともに、宿泊事業者（特別徴収義務者）に対する特別徴収交付金の増額や支援策を検討することを強く要望する。
- ・宿泊客が宿泊税をクレジットカードで支払う場合、徴収代行事務を行う宿泊事業者側にクレジットカードの手数料負担が生じ、実質的に宿泊事業者がクレジットカードの手数料分を負担し納税している。その宿泊事業者の負担を改善して頂きたい。
- ・ネット予約の場合、オンライン決済時にOTAで宿泊税の預り（収受）をするようにしてほしい
- ・特別徴収義務者に対する交付金（奨励金）については、ニセコ町では「5%・上限なし」、京都市では「3.5%（5年経過後は3%）・上限なし」とされており、いずれも徴収事務に伴う負担への一定の配慮がなされています。これに対し、東京都においては、人件費の高騰に加え、クレジットカード決済手数料やOTA、旅行代理店への手数料負担が大きいことを踏まえると、現行制度の水準では事務負担を十分に補填しているとは言い難い状況にあると考えます。そのため、東京都における交付金（奨励金）の率については、少なくとも京都市と同程度の水準とするとともに、現行の上限額（100万円）についても、その妥当性を再検討し、撤廃を含めた見直しを検討されることが望ましいのではないのでしょうか。また、税制改定に伴い不可避となる予約管理・会計・決済等のシステム変更については、宿泊事業者に追加的な負担が生じないように、必要な費用に対する補助措置についても併せて検討されるべきと考えます。
- ・定率法の採用により、従前のソフトウェアの大幅な変更が余儀なくされます。その費用について、全額助成を頂きたいと思えます。
- ・《再掲》今回の改正で、定額から定率方式に変更する事は、宿泊価格帯の幅が広がったことに対応する為に、やむを得ない事とおもいます。しかしながら、宿泊事業社にとってはソフトの変更に多大なる費用が生じますので、それに対する助成をお願いします。
- ・《再掲》宿泊税が13,000円以上で3%徴収するにあたって、まずPMS（ホテルシステム）の改修が必要です。この費用は東京都が持つのでしょうか？

- ・申告納入手続きの簡素化に関して、事業者への配慮を明記された点は評価したい。今般の段階的定額制から定率制への見直しに伴って発生する会計システム等の抜本的な改修、設備投資、人件費等については、十分な支援を図るとともに、申告納入頻度の低減についても検討されたい。さらに、制度変更に伴って発生・増加することが見込まれる宿泊税徴収時の事務負担や費用についても、十分な支援を図られたい。(想定される例：①昨今 OTA (オンライン・トラベル・エージェント) 経由の予約が増加しており、宿泊税を現地で別途精算、もしくは宿泊代・宿泊税を合算して OTA 経由で予約、いずれの場合であっても、宿泊事業者側での税額計算・徴収に係る事務負担が増大 ②宿泊税をクレジットカードで決済する際、税額の増加に伴う支払い手数料の増加、等) とりわけ深刻な人手不足に苦しむ中小・小規模事業者の状況により一層配慮し、手続きの電子化等の具体的な対策を速やかに示し、事務負担を最大限に軽減した円滑な制度移行を図られたい。併せて、制度移行に関するスケジュールや申告納入手続きに関する具体的なオペレーションを速やかに示すことで、事業者に必要な準備期間と周知期間を設けることを強く要望する。

## (2) 申告事務の簡素化について

### 【個人のご意見】

- ・ホテルの現場では、日々、価格の違うお客様が宿泊されます。13,000 円から課税対象となり、多くのホテル旅館で対象枠が拡大されると思います。(税込増加) また、定率方式 (3%) を採用されるとのことで、20,000 円であれば 600 円と直ちに計算できますが、例えば、13,355 円としますと、単純に 3% 掛けますと、400.65 円となります。この小数点以下の端数処理をどうするのか? (切り捨て、四捨五入等) 当然、主税局より指針があるとは思いますが、現場ではこのような処理に追われます。また、多くの施設がコンピューターでの管理を採用しており、予約⇒客室割り振り⇒チェックイン⇒チェックアウト (会計・精算・宿泊税計算など) の一元管理において、新たシステム変更が予想され、費用もかなりのコスト増が予想されます。  
この点を踏まえ、東京都側で「宿泊税」に関して統一されるようなソフト開発など、施設側にコストや事務作業にあまり負担がかからないような施策を希望します。御存知のように、宿泊施設も人手不足、また以前の G o T o トラベルでの事務対応の混乱がありました。
- ・徴収事務においては、自治体の負担を軽減しつつ漏れのない徴収を行うため、デジタル技術の活用が不可欠です。オンライン予約・決済プラットフォームとの自動的なデータ連携を積極的に推進し、宿泊事業者の申告義務を簡素化する仕組みを整えるべきです。これにより、制度の実効性を高めると同時に、事務コストを抑制できます。
- ・《再掲》特別徴収事業者の負担軽減策 (補助率・対象・期間) を明記ください。システム改修・周知等に係る費用について、補助率の引上げや上限撤廃など、中小事業者にも分かりやすい支援設計を要望します。課税標準の定義を Q&A で具体化ください。パッケージ商品、サービス料、税抜/税込、リゾートフィー等の取り扱いを明確にし、OTA・直販の処理が一致するよう事例を提示いただくと助かります。
- ・事業者の手間が増えないよう、DX を活用した効率的な仕組みを考えて欲しい。
- ・申告納入手続きの簡素化とあるが、現状、月 1 回の申告納入の負担が非常に大きい。数百円の宿泊税を納めるために、毎回申告書と内訳資料を

作成する事務コスト、郵送料などが掛かっており、コストとして赤字となっている。民泊に課税対象を広げた場合、自分のような小規模事業者が大半になることが予想されるが、小規模事業者にとって簡単で手間のかからない申告納入の仕組みとしてほしい。(申告頻度を年1回とするなど)

- ・開業時、保健所への手続きと別に、都税事務所への宿泊税の登録手続きを求められたが、二度手間である。ワンストップで行えるようにしてほしい。

#### 【法人・団体のご意見】

- ・《再掲》定率制の導入により、特別徴収者に新たな事務負担が生じることは避けられない。特に徴収現場での説明や徴収にかかるコスト、申告業務の複雑化により、現在のオペレーションに大きな影響を与える可能性がある。そのため、東京都側が主導し、申告・納入手続きの簡素化やDX推進・勘定システムとの連携促進を行うとともに、宿泊事業者（特別徴収義務者）に対する特別徴収交付金の増額や支援策を検討することを強く要望する。
- ・支払額が低すぎる場合、月々の支払いは面倒なので年払いを導入すべき
- ・現在、毎月1回納税する徴収代行事務手続の負担の軽減、簡素化を図って頂きたい。
- ・民泊等への宿泊税の対象拡大に伴い、民泊・小規模宿泊事業者に過度な事務負担が生じないように、徴収・申告事務の簡素化・効率化を図っていただくようお願いいたします。民泊・小規模宿泊施設の多くは、オーナー、運営・管理会社、プラットフォーム事業者（OTA）等が関与する複雑なスキームで運営されており、また、民泊・小規模宿泊施設の多くは小規模な事業者です。このため、適正な納付のためには、既存の予約・決済システムやプラットフォーム（OTA）との連携を前提とした制度を設計しつつ、小規模事業者における制度理解を促進し、徴税事務の負担を軽減していただくことが必要不可欠です。
- ・申告納入手続きの簡素化に関して、事業者への配慮を明記された点は評価したい。今般の段階的定額制から定率制への見直しに伴って発生する会計システム等の抜本的な改修、設備投資、人件費等については、十分な支援を図るとともに、申告納入頻度の低減についても検討されたい。さらに、制度変更に伴って発生・増加することが見込まれる宿泊税徴収時の事務負担や費用についても、十分な支援を図られたい。(想定される例：①昨今 OTA（オンライン・トラベル・エージェント）経由の予約が増加しており、宿泊税を現地で別途精算、もしくは宿泊代・宿泊税を合算して OTA 経由で予約、いずれの場合であっても、宿泊事業者側での税額計算・徴収に係る事務負担が増大 ②宿泊税をクレジットカードで決済する際、税額の増加に伴う支払い手数料の増加、等）とりわけ深刻な人手不足に苦しむ中小・小規模事業者の状況により一層配慮し、手続きの電子化等の具体的な対策を速やかに示し、事務負担を最大限に軽減した円滑な制度移行を図られたい。併せて、制度移行に関するスケジュールや申告納入手続きに関する具体的なオペレーションを速やかに示すことで、事業者に必要な準備期間と周知期間を設けることを強く要望する。

## ○宿泊税制度を廃止すべき

### 頂いたご意見（抜粋）

#### 【いずれも個人のご意見】

- ・ 宿泊税の廃税を望みます。少しでも安く泊まりたいので、宿泊税のある東京都に泊まろうとは思いません。
- ・ 宿泊税は不要です。全都道府県不要です。
- ・ 個人の財産権を侵害して税金を取ることは犯罪行為だ。毎日の弁当の具も減ってきて、政治家と役所はその税金をばらまく。そんな行為はやめて減税しろ！廃止一択！
- ・ 個人が合法的に稼いだ金銭（事業者の売上、客の消費支出）はその人の私有財産であり、国家・地方自治体が正当な理由なくそれを奪うことは財産権の侵害に当たります。また宿泊者はすでに消費税 10%を払っています。さらに宿泊税を上乗せされるのは、実質的な二重課税です。つまり宿泊税廃止が妥当です。
- ・ ただでさえ国に支払う税金その他の負担が過大であるのに、東京都のような税収に余裕のある自治体が宿泊税を導入する事には絶対に反対です。そもそも税金があつまるほど、腐敗の危険性があるのだから、税金は事あるごとに減らし、東京都の事業も極力絞るべきです。これは国も自治体も変わりません。それにもかかわらず、都議会で指摘されたが指摘した事に間ともに応えもしないのに、用途を明らかに出来ない状況で宿泊税を導入するとは、都内に宿泊するすべての利用者にたいして理由のない課税をすることであり、まったく認められない。東京都が行う事で間違いなく全国に広がり、以後、税率が増えるだけで、なんら経済活動に資する事がないこのような税金には絶対に反対する。行政は民間と違って富を生み出す事ができないのに、平気で課税を行い、自らの支出を減らそうとしないのは許しがたい。いいかげんにしろ。
- ・ 宿泊税は害悪。即刻取りやめるべき。ホテルの利益を奪っている。
- ・ オーバーツーリズム対策のため、観光振興予算をなくすべき。当然、宿泊税も無くすべき。
- ・ 宿泊税そのものが不要。東京都は税収が伸び 6 兆円以上もの都税収入を得ている。観光により消費税や法人税も増加しているのに、宿泊税のみが観光振興費用の財源かのように資料が作られている。他の税収も予算に充当すべき。観光振興費やごみ対策などの費用が現在の税収でいくら不足しているのか、なぜインバウンド増加に伴う観光コストを日本人や観光ではないビジネス利用客等も負担しなくてはいけないのか不明で合理性がない。ゴミ対策や混雑などが増税を要するほど深刻な問題なら、観光振興をやめればよい。東京都が観光客を呼んでおきながらそのコストを安易に増税で賄う税制のどこが“持続可能な観光振興”なのか。
- ・ 宿泊税は観光客に対する二重課税であり、不公平です。宿泊者はすでに消費税や入湯税などを支払っており、さらに宿泊税を課するのは過重負担です。定率制への変更は高額宿泊者を狙った増税に過ぎず、観光振興を名目とした税負担の増大は受け入れられません。根本的に宿泊税を

廃止し、観光財源は一般財源から充てるべきです。

- ・ 宿泊税全体がイノベーションを妨げているので、廃止を求めます。
- ・ 宿泊者だけに負担を強いるのは、観光の受益者全体との公平がありません。日帰り観光客や通勤者も東京の観光資源を利用しているのに、宿泊者だけに税を課すのは不均衡です。定率制への変更でこの不公平がさらに拡大します。真の公平を実現するため、宿泊税を廃止し、他の税制で財源を確保すべきです。
- ・ コロナ禍からの回復途上での増税は、観光業界の存続を脅かします。宿泊業界はまだ債務超過を抱える事業者が多く、定率制導入による負担増は倒産リスクを高めます。観光振興を掲げながら業界を苦しめる矛盾した政策です。宿泊税は時代遅れの税制となっており、完全に廃止することを強く反対の意を込めて主張します。
- ・ 断固反対です。即時廃止しろ！

## ○その他のご意見

### 頂いたご意見（抜粋）

- ・ 宿泊者からの宿泊税徴収に関する理解の増進のため、広報措置を講じて頂きたい。
- ・ 改正となる場合の施行時期に関し、3年にわたるコロナ禍による業績悪化から債務超過となり、いまだ解消できないホテル事業者があることから、宿泊増税による売上高減少はできるだけ回避いたしたく、財務状況が少しでも好転するまでの猶予を考慮し、2027年度中の施行予定は再検討（繰延）いただきたい。
- ・ 使途目的が不明瞭。宿泊客の増加に伴いゴミ問題などの環境整備への周知に充てるためというのは、対象者が外国からの非居住者ではないでしょうか。そのために国内居住者にも負担をさせるのはおかしい。
- ・ 税収増の使途が不透明で、宿泊者・事業者の納得が得られない  
税収が69億円から190億円に増える見込みだが、具体的な観光施策への充当が不明瞭。過去の使い道公開も不十分で、増税分の正当性が乏しく、単なる財政補填に使われる懸念がある。
- ・ 観光の振興をしたいのかオーバーツーリズム対策をしたいのか、目的が不明。
- ・ 使途の在り方を示されても、改竄などが容易にみえる。税金を払うモチベーションには微塵も繋がらない。
- ・ 素案を読ませていただきましたが、東京都の考え方がとても分かりやすく整理されているなど感じました。  
観光に対する都民の皆様の賛同を促し、持続可能な観光の発展につなげていくという視点にはとても共感できます。
- ・ これまではほとんど気にならない税率でしたが、定率となるとかなり負担感があるし、腑に落ちない気分になります。自分は、観光施策の受

益者なんだろうか。全く受益がないとまでは言いませんが。

- ・ 修学旅行・教育活動の免除を明文化ください。公益上の事由として、学校長証明などの手続を含めてガイドライン化していただけると、現場での混乱が減ります。
- ・ 宿泊税の確実な徴収のためには、特別徴収義務者である民泊・小規模宿泊施設との連携が必要不可欠です。
- ・ 宿泊料金が 1.3 万円を超えないように、食事代金やオプション料金など別名目で取ったり、中華系の民泊のように日本国外の決済サービスで決済する偽装工作がなされる可能性があります。
- ・ 適法、違法は別として、民泊の客を地元で見かけるようになりました。税の追跡によって、違法な民泊が減って、きちんとしたところが残っていくようになれば良いと思います。
- ・ 民泊・小規模宿泊施設は、災害等の有事において避難者の滞在受入れ等の受け皿となることが期待される存在です。例えば、金沢市では、令和 6 年能登半島地震の際に被災された方の宿泊税の免除を実施しています(※1)が、宿泊料金による基準のみでは、こうした公益性の高い利用形態が十分に考慮されない場合が生じ得るものと考えます。そのため、民泊・小規模宿泊施設において災害等の有事における避難者の滞在受入等を行う場合には課税免除の対象とすることを含め、特定の利用形態に配慮した制度設計とすることについてもご検討をお願いいたします。(※1) 令和 6 年能登半島地震の際、金沢市は被災者の宿泊についての宿泊税を免除
- ・ 宿泊税の計算ですが複雑ですよ。例えば電話予約の場合、即時に宿泊税を含んだ総額を案内できますか？13,000 円は素泊料金であって、これに朝食代や〇〇代などの付帯が入る場合、3%対象となる宿泊代を即時に計算できますか？これらをお客様は理解できますか？全国旅行支援もそうですが、現場（施設・お客様）目線ではない、手間をかけるだけの都のルールという印象です。ルールはあるが、これにより発生するトラブルは、当事者同士でうまいことやってくれというのが目に見えております。であれば、課税方式は「定額」のまま、宿泊税を「300 円や 400 円、あるいは 600 円」にさせていただいた方が、現場の負担は軽減されます。
- ・ 13000 円を判断する際、室料以外に発生する付帯費用（清掃費・サービス料など）について、こういったものが含まれる（含まれない）のか、明確に提示してもらわないとそれによって宿泊税の発生有無が変わってしまう。また、きちんと取り扱いが統一されないと、宿泊施設や事業者によって扱いがバラバラとなり、不公平が生じる。
- ・ 免税点の引上げは低価格帯の宿泊利用者にとっては負担軽減となる可能性があり、一部の出張利用者や学生旅行等では恩恵があると考えられます。しかし、免税点が一万三千元とされる場合に、税込か税抜か、清掃費等を含むか否かといった取り扱い基準が曖昧だと混乱が生じます。これら基準を明確に定め、具体的な事例を併せて示すことで理解を得やすくすべきです。
- ・ 《再掲》ホテルの現場では、日々、価格の違うお客様が宿泊されます。13,000 円から課税対象となり、多くのホテル旅館で対象枠が拡大されると思います。(税収増加) また、定率方式 (3%) を採用されるとのことで、20,000 円であれば 600 円と直ちに計算できますが、例えば、13,355 円としますと、単純に 3% 掛けますと、400.65 円となります。この小数点以下の端数処理をどうするのか？(切り捨て、四捨五入等)

当然、主税局より指針があるとは思いますが、現場ではこのような処理に追われます。

- ・課税対象を「宿泊客」として想定されているが、課税の全てあるいは少なくともその一部は宿泊施設事業者の負担となる、という意見が見られることから、今回の見直しに当たって説明を十分に尽くすよう、東京都としては宿泊税は宿泊施設事業者の負担するところにはならないと考えていうこととその理由を明文化して記載されてはいかがでしょうか？「宿泊税は宿泊費（宿泊施設事業者への支払い）に加えて徴収されるものであり、宿泊費そのものは棄損されないことから、事業者が負担するものではない」というような理屈で事業者の負担するところではないと都はお考えかと推定します。しかしながら、事業者は本宿泊税を課されない都外事業者との競争にもさらされており、価格競争においては宿泊者の実支払額（＝宿泊費＋宿泊税）で市場から評価されるため、宿泊税の増加分を実支払額に添加しては都外事業者に対しての競争力が棄損されることになるため、実態としては宿泊税の増加分を宿泊費を下げる、即ち宿泊施設事業者が実質的に宿泊税の一部ないし全部を負担する形で競争力を確保することになりえます。

- ・《再掲》宿泊税そのものが不要。東京都は税収が伸び6兆円以上もの都税収入を得ている。

観光により消費税や法人税も増加しているのに、宿泊税のみが観光振興費用の財源かのように資料が作られている。他の税収も予算に充当すべき。観光振興費やごみ対策などの費用が現在の税収でいくら不足しているのか、なぜインバウンド増加に伴う観光コストを日本人や観光ではないビジネス利用客等も負担しなくてはいけないのか不明で合理性がない。ゴミ対策や混雑などが増税を要するほど深刻な問題なら、観光振興をやめればよい。東京都が観光客を呼んでおきながらそのコストを安易に増税で賄う税制のどこが“持続可能な観光振興”なのか。

- ・宿泊税を観光振興の目的税とされていますが、これでは観光が不調な時には宿泊者の減少や宿泊費の低迷によって観光振興の予算が低減し、観光が好調な時には観光振興の予算が増大することになり、本来は振興すべきタイミングに十分な予算措置が為されず、振興の目的と合致しない税制となってしまいます。宿泊税も一般に使える予算とすること、一方で一般予算から振興に必要な予算をねん出することを記載されてはいかがでしょうか？
- ・観光に係る消費は裾野が広く、多業種に及んでいることから、観光消費の拡大に伴って増加する税収を、観光振興施策の展開に充当することも一つの選択肢ではないでしょうか。すなわち、宿泊税を引き上げることによらずとも、一般財源を活用して予算化することで、持続可能な観光振興への対応は可能であるとも考えられます。
- ・宿泊税は宿泊者のみに課されるため、日帰り観光客や宿泊を伴わない来訪者（例：イベント参加者、通勤者）は負担せず、不公平です。オーバーツーリズムの原因は宿泊者だけではなく、税の拡大ではなく他の財源（一般税収）で対応すべきです。
- ・「観光施策費の財源に占める宿泊税の割合が減少」というのも、そもそも大多数の自治体においては宿泊税はなく、観光施策を全て一般財源で賄っている事実を無視している。地域全体に広く経済効果をもたらす観光については一般財源を充当するのが原則であるべきであり、不足分を宿泊税で補うにしても例外的であるべきで、その割合の減少を問題とすること自体理解に苦しむ。また、P20で「例えば8割を宿泊で賄うと想定した場合」と比べると3%は過重とならないとしているが、そもそも8割を宿泊税で賄うということ自体に合理的理由がなく、それ

と比べて低いから過剰でないという理屈は全く説得力がない。8割に合理的根拠があるなら示してほしい。

- ・《再掲》東京は、もっと具体的な観光のための政策をするべきだと思います。東京都がやっている観光のための取り組みといたら、あまり具体的なものが思い出せません。もっと観光資源をつくる、つくるための支援をするべきで、そういうところにも活用してほしい。ただ、問題が起こっているのはまちがないので、一定程度はかならず受け入れ対策のために使うようにしてほしい
- ・Q10 には事業見直しに努めているとの認識が示されているが、婚活事業や観光面でもプロジェクション・マッピングなど成果効果の定かならぬ新規事業の打ち出しが続いており、更には若年被害女性支援事業では住民監査が認容され問題点を国から指摘されて住民訴訟も為されるなど、市民目線ではそのような認識を都と共有することは困難である。なお、Q8 に従い用途の決まった目的税と看做して上記の通り述べたが、目的税でなく一般財源として想定される場合も、特定の業種に絞っての民業圧迫により上記の通り予算規模に対して僅少な額の一般財源を確保することから、本見直しに反対する。
- ・消費税の二重取りは反対します
- ・プロジェクションマッピングなんかに血税を使いすぎ。
- ・増税する前に噴水や都庁とプロジェクトマッピング等の無駄遣いを見直すべき
- ・日本に還元されているとは思えない。
- ・2点質問です。
  1. 休憩利用で、延長時間を含め1.3万円を超えた場合は、宿泊税の対象となりますか？
  2. 宿泊施設側が、宿泊人数を偽り、1人当たり1.3万円以下とし、宿泊税の納税を免れようとする可能性がありますか、どのような対策を取るつもりですか？
- ・制度改正の影響を適宜検証し、実情に即した柔軟な制度運用を図られたい。